

資料 1-2

平成28年11月定例会（事前）

次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会資料
(県民環境部)

地域の絆と輝く未来!!

とくしま若者応援宣言

とくしま青少年プラン2017

答申

徳島県青少年健全育成審議会

はじめに

徳島県では、平成24年3月に、青少年健全育成施策の基本指針となる「とくしま青少年プラン2012」を策定し、青少年育成に関する施策の総合的な推進に努めてきたところです。

しかしながら、プラン策定から5年近くが経過した今日、少子高齢化や高度情報化など急激な社会環境の変化により、ニート、ひきこもりなど青少年の社会的自立の遅れや、いじめ、児童虐待、貧困、有害情報の氾濫など、青少年に関する問題が深刻化・多様化しています。

これらの状況も踏まえ、新たな基本計画を策定する必要があり、2016年（平成28年）3月22日、徳島県青少年健全育成審議会は、徳島県知事から「青少年の健全な育成に関する基本計画のあり方について」の諮問を受け、基本計画策定部会を設置し、以来本日まで、審議会2回、策定部会2回の会合を持ち、審議を重ねてきました。

審議に当たっては、「とくしまの青少年に関する意識調査」により現状を踏まえた課題の整理を行うとともに、2016年（平成28年）2月に決定された国の「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案しつつ、議論を進め、2016年（平成28年）9月13日に「中間とりまとめ」を作成しました。また、この「中間とりまとめ」に対して、パブリックコメントを実施し、更に審議を重ね、この度答申としてとりまとめました。

本答申では、様々な問題を抱えて困難な中で生きている青少年がいて、一方で積極的に自らの力で未来を切り拓いていくことができる青少年がいるという中で、全ての青少年に、元気で明るく、前を向いて生きていってもらいたいとの願いを込めて、「地域の絆と輝く未来!! とくしま若者応援宣言」というキャッチフレーズをつけさせていただいている。

また、これまでの「健全育成の推進」に加えて、「困難を有する青少年やその家族への支援」、「未来を切り拓く青少年の応援」を目標として明確化し、これらを実現するため、「青少年の成長を支える担い手の養成」、「情報通信技術の進化に適応できる青少年の育成」など16の施策の方向を示しています。

さらに、施策を着実に推進するため、点検・評価による進行管理や成果目標の設定が必要です。

本審議会は、徳島県がこの答申を踏まえ、行政のみならず、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら、県民総ぐるみで青少年の健全育成を推進し、徳島の青少年が夢や希望を持ち、豊かな人間性や社会性を身に付け、自立した個人としていきいきと活躍することを目指した、「基本計画」を策定することを望みます。

2016年（平成28年）11月17日

徳島県青少年健全育成審議会
会長 村澤 普恵

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格及び役割	1
3 計画の期間	2
4 計画が対象とする青少年の範囲	2
5 計画の構成	2

第2章 青少年を取り巻く現状と課題

1 社会環境の変化	3
(1) 少子化・核家族化の進行	3
(2) 情報化社会の進展	4
(3) 青少年を取り巻く環境の変化	9
(4) 雇用環境の変化	9
2 青少年の現状	12
(1) 社会に対する意識	12
(2) 自己認識	13
(3) 青少年の特徴	15
(4) 家庭の状況	16
(5) 青少年と地域社会	17
(6) 青少年と学校	19
(7) 若年無業者の状況	22
(8) 児童虐待の状況	23
(9) 子どもの貧困	23
(10) 国際交流	25

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念	28
2 計画の基本目標	28
3 計画の施策体系	31

第4章 青少年健全育成施策の推進

1 基本目標・施策の方向

基本目標 1 青少年の健やかな成長のための社会環境の整備	32
施策の方向 1 家庭・地域の教育力の向上	32
施策の方向 2 青少年の健やかな成長と自己形成支援	34
施策の方向 3 青少年の交流・体験活動の推進	37

施策の方向 4 スポーツ・芸術文化活動の推進	-----	3 8
施策の方向 5 子育て支援等の充実	-----	4 0
施策の方向 6 青少年を取り巻く有害環境等への対応	-----	4 2
基本目標 2 困難を有する青少年やその家族への支援	-----	4 4
施策の方向 1 青少年の非行・被害防止対策の推進	-----	4 4
施策の方向 2 困難を有する青少年やその家族への連携支援の促進	-----	4 5
施策の方向 3 困難な状況に応じた支援	-----	4 6
施策の方向 4 貧困問題への対応	-----	4 9
施策の方向 5 青少年の成長を支える担い手の養成	-----	5 0
基本目標 3 未来を切り拓く青少年の応援	-----	5 2
施策の方向 1 青少年の地域づくり・社会貢献活動の推進	-----	5 2
施策の方向 2 青少年の政策・方針決定過程への参画の促進	-----	5 4
施策の方向 3 キャリア教育の推進と職業能力開発	-----	5 5
施策の方向 4 グローバル社会で活躍できる青少年の育成	-----	5 7
施策の方向 5 情報通信技術の進化に適応できる青少年の育成	-----	5 9
2 施策の総合的推進体制の整備	-----	6 1
計画の成果目標一覧	-----	6 3
用語解説	-----	6 5

第1章 計画の概要

第1章の計画の概要では、計画策定の趣旨、計画の性格及び役割、計画の期間、計画が対象とする青少年の範囲、計画の構成を示しています。

1 計画策定の趣旨

青少年が将来に夢や希望を持って健やかに成長し、円滑な社会生活を営むことができるよう、青少年を取り巻く良好な環境を整備し、青少年の健全な育成を推進していくことは、社会全体で取り組むべき課題です。

県においては、平成24年3月に、青少年健全育成施策の基本指針となる「とくしま青少年プラン2012」を策定し、青少年育成に関する施策の総合的な推進に努めて参りました。

しかしながら、プラン策定から5年近くが経過した今日、少子高齢化や高度情報化など急激な社会環境の変化により、ニート、ひきこもりなど青少年の社会的自立の遅れや、いじめ、児童虐待、貧困、有害情報の氾濫など、青少年に関わる問題が深刻化・多様化しています。

こうした問題を解決するためには、従来の青少年対策では十分に対応できない状況になっており、青少年の視点に立った取組や、家庭・学校・地域・行政のさらなる連携が求められるなど、青少年を取り巻く社会情勢等の変化への対応が重要かつ緊急の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、全ての青少年が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、青少年健全育成施策の基本指針となる新たな基本計画を策定するものです。

2 計画の性格及び役割

(1) 「徳島県青少年健全育成条例」第4条の5に基づく「青少年の健全な育成に関する基本計画」とするとともに、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。

(2) 本県における青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためにものであり、県はもとより、市町村、家庭、学校、職場、地域などがそれぞれの立場において、また、相互に連携・協力を図りながら県民総ぐるみで青少年の健全育成を推進していくための指針とするものです。

3 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

4 計画が対象とする青少年の範囲

概ね30歳までの青少年とし、円滑な社会生活を営むうえで困難を有する30歳代も対象とします。

5 計画の構成

本計画は4章で構成されており、各章の構成は次のとおりです。

- (1) 第1章では、計画の概要として、計画策定の趣旨、計画の性格及び役割、計画の期間、計画が対象とする青少年の範囲、計画の構成を示しています。
- (2) 第2章では、青少年を取り巻く現状と課題として、青少年育成に影響を及ぼすと考えられる社会環境の変化について示すとともに、「とくしまの青少年に関する意識調査」から分析した青少年の現状を示しています。
- (3) 第3章では、徳島県青少年健全育成条例、子供・若者育成支援推進大綱や「新未来『創造』とくしま行動計画」を踏まえた青少年育成の基本理念を示すとともに、基本理念実現のための基本目標や計画の体系を示しています。
- (4) 第4章では、計画の基本目標に基づき、県が行う青少年健全育成施策の方向を示し、併せて計画に基づく県施策の主な取組を示しています。

第2章

青少年を取り巻く現状と課題

第2章の青少年を取り巻く現状と課題では、青少年育成に影響を及ぼすと考えられる社会環境の変化について示すとともに、「とくしまの青少年に関する意識調査」から分析した青少年の現状を示しています。

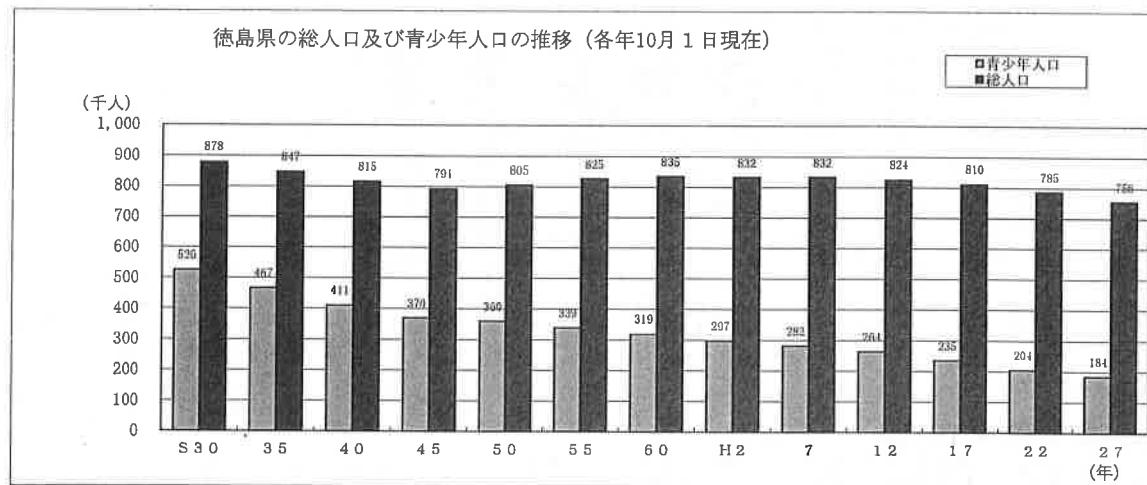
1

社会環境の変化

(1) 少子化・核家族化の進行

徳島県の人口は、昭和 25 ~ 30 年のピーク時には 87 万人を超えたが、その後は増減を繰り返し、近年は緩やかな減少傾向にあり、平成 27 年 10 月 1 日現在で 75 万 6 千人となっています。

このうち青少年（0~29 歳）の人口は 18 万 4 千人で、総人口に占める割合は 24.3 % となっています。昭和 40 年まで総人口の半数以上を占めていた青少年人口は、昭和 30 年以降一貫して減少しており、全国の割合（27.0 %）よりも下回っています。

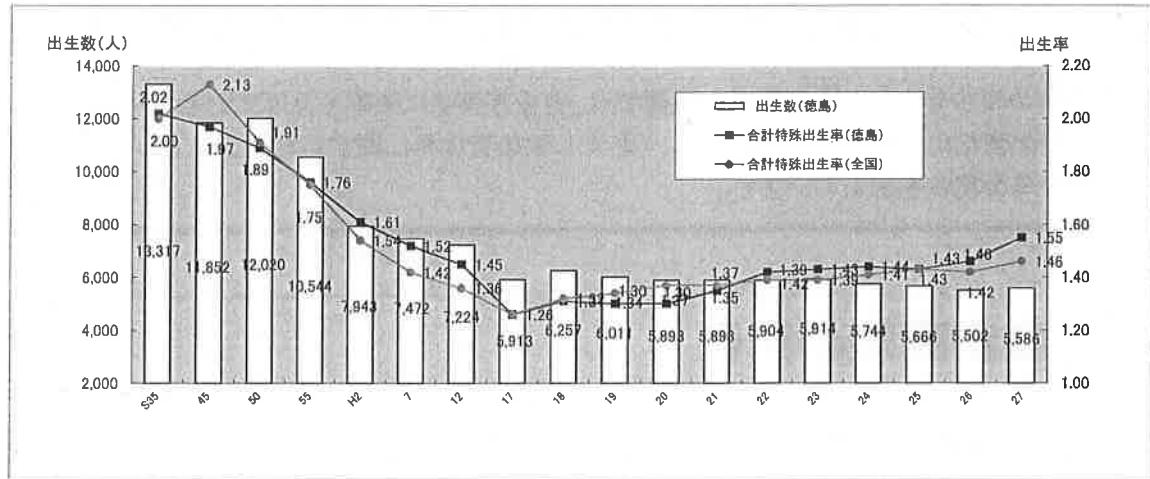


資料：総務省「国勢調査」

出生数についても減少傾向にあり、平成 20 年からは 6 千人を割り込んでいます。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子供の数）は、過去最低であった平成 17 年以降は全国よりも低い率で推移していましたが、平成 22 年から全国の率を上回り、平成 27 年は 1.55 となりました。

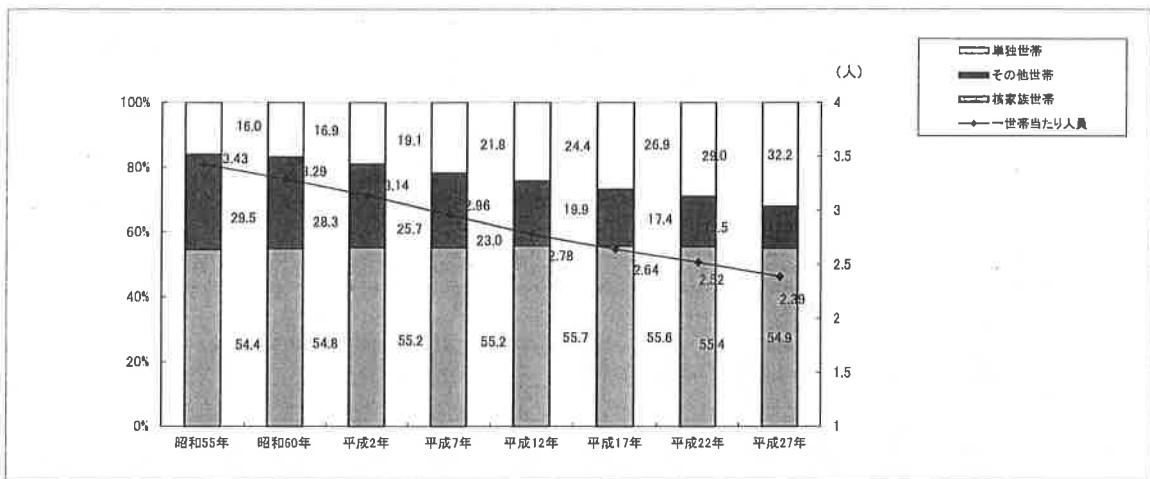
人口減少や少子化・核家族化の進行は、子ども同士のふれあいや地域における異世代の人々との交流の機会を減少させ、多様な価値観に触れたり、対人関係や社会規範を学ぶ機会が少なくなるなどの課題が生じています。

出生数と合計特殊出生率の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

世帯構造の変化（本県）



資料：総務省「国勢調査」

(2) 情報化社会の進展

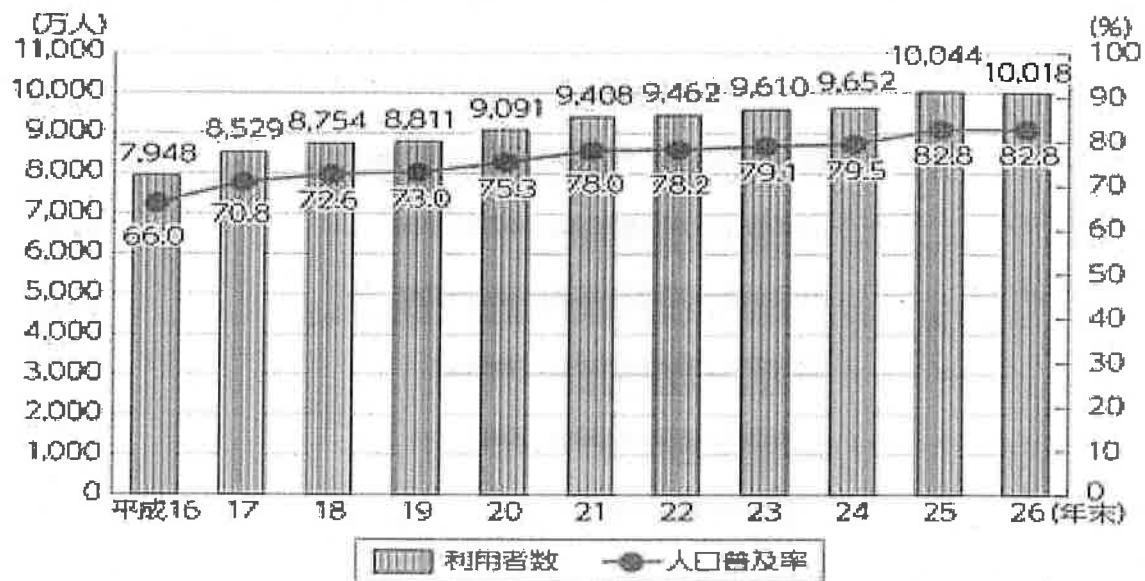
情報通信技術の飛躍的な進展、とりわけスマートフォン等の普及により、いつでもどこでも、あらゆる情報を世界中から瞬時に入手できるようになるとともに、世界に向かって情報発信できるようになりました。

全国での平成26年末のインターネット利用者数は、1億18万人、人口普及率は82.8%となっており、インターネットが日常生活に浸透していることがわかります。

特に、子どもの時からスマートフォンやインターネットに親しんでいる青少年はこれらを活用して交流を図り、仲間をつくるなど新たなコミュニケーション空間を生み出しています。

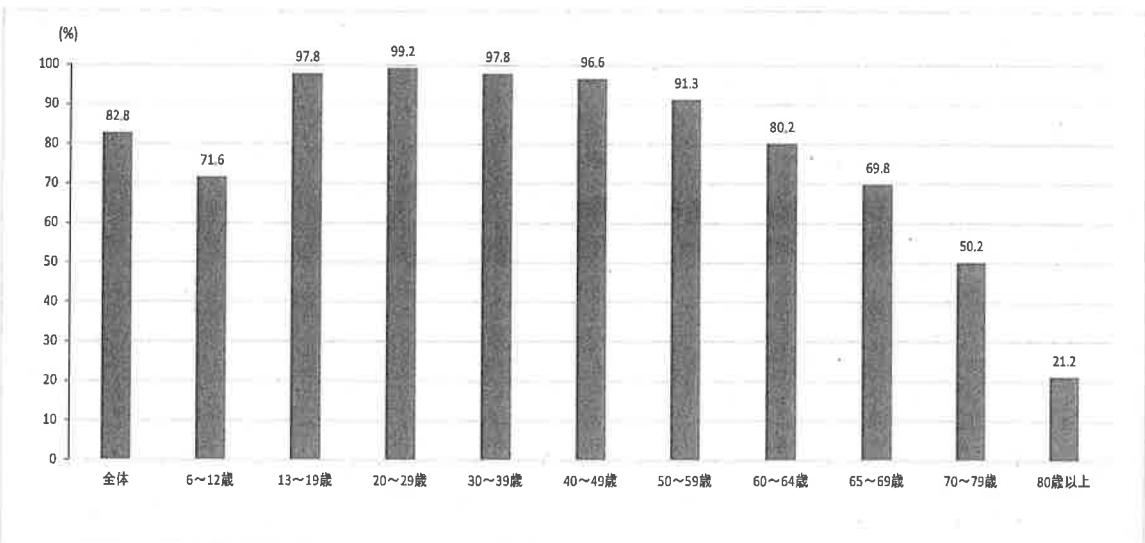
さらに、こうした情報ツールを使いこなす若者が、これらの技術を生かし、ビジネスや地域の活性化へつなげている例や、災害時の連絡手段としての有用性が注目されるなど、新しい可能性が広がっています。

インターネットの利用者数及び人口普及率の推移



資料：総務省「通信利用動向調査」

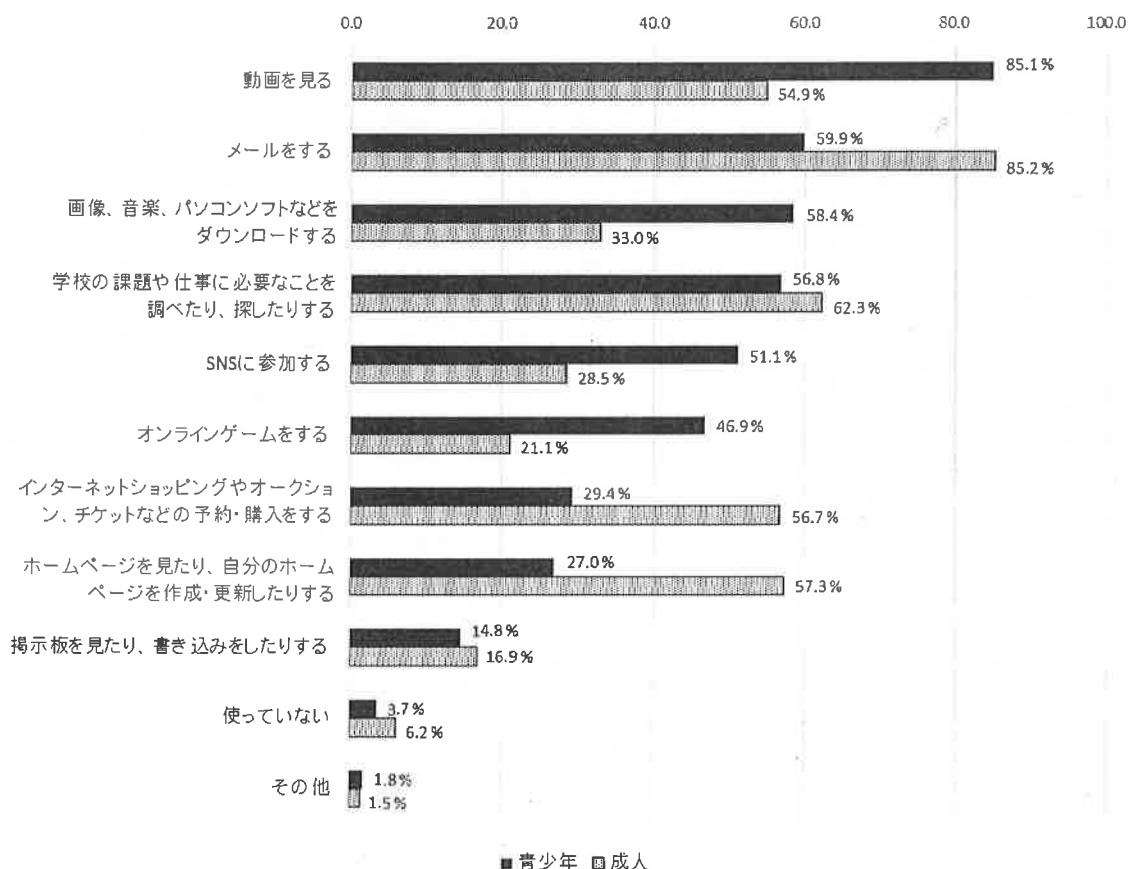
年齢階層別インターネット利用率（平成26年末）



資料：総務省「通信利用動向調査」

青少年・成人ともにインターネットの活用度は高く、特に青少年では、動画を見たり、画像、音楽、パソコンソフトなどのダウンロードの利用が成人よりも高くなっています。

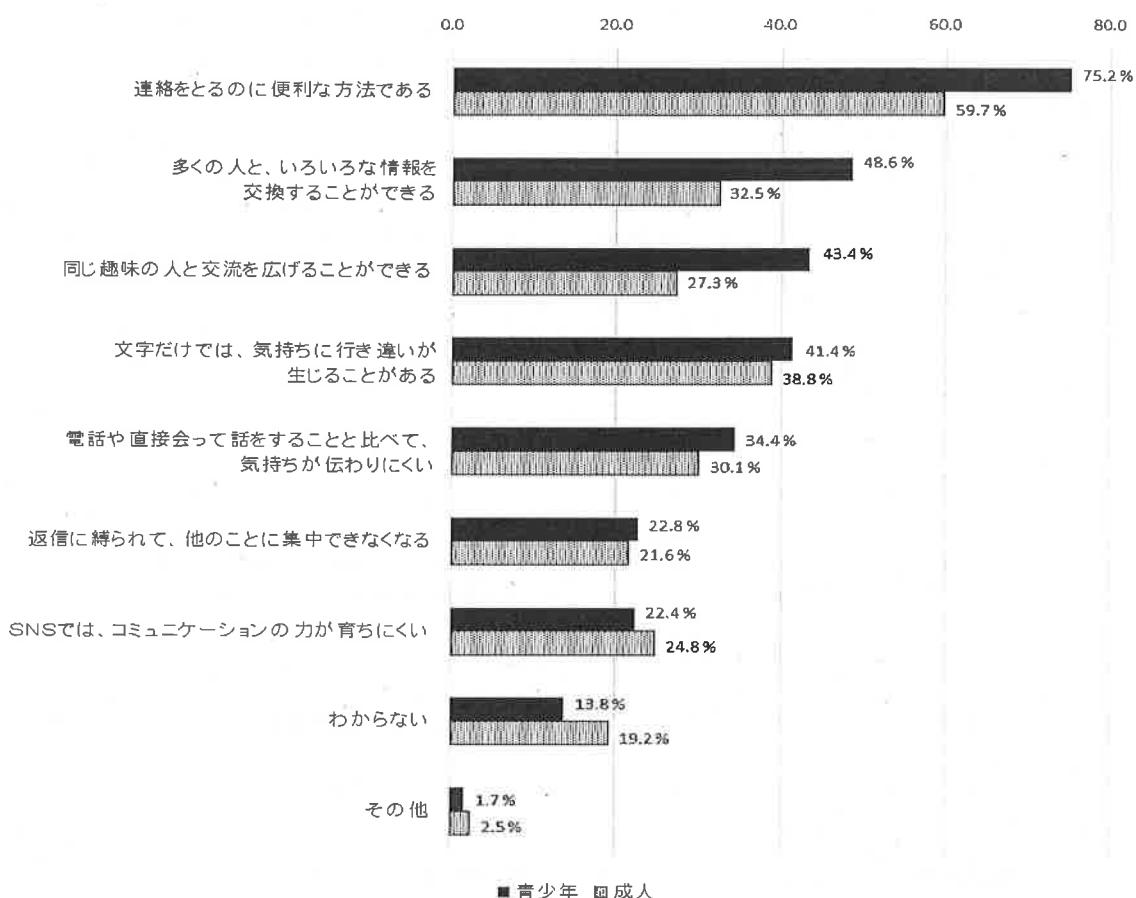
インターネットで何をしますか



資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

※この調査において、青少年は 12 ~ 22 歳の男女、成人は 23 歳以上の男女としています。

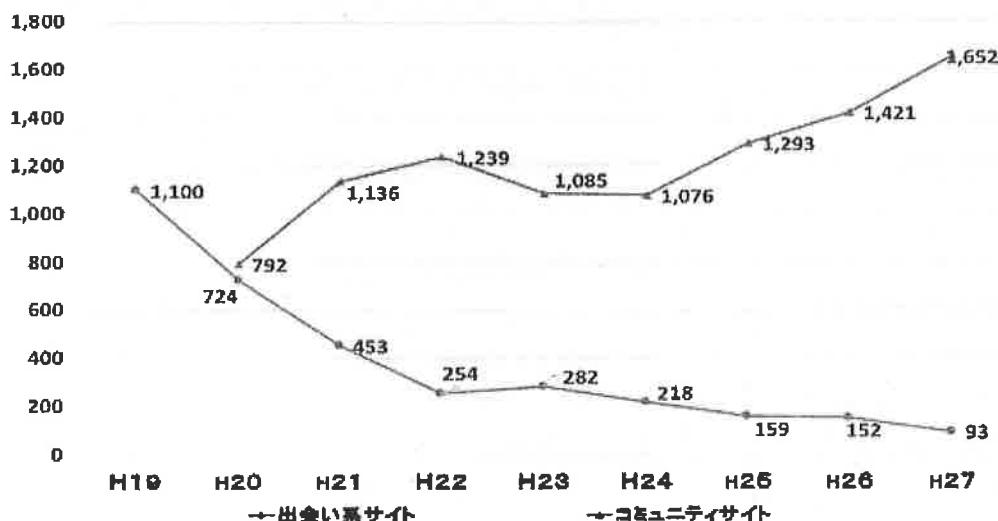
SNSについてどう思いますか



資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

出会い系サイト、コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の推移（全国）

(人)

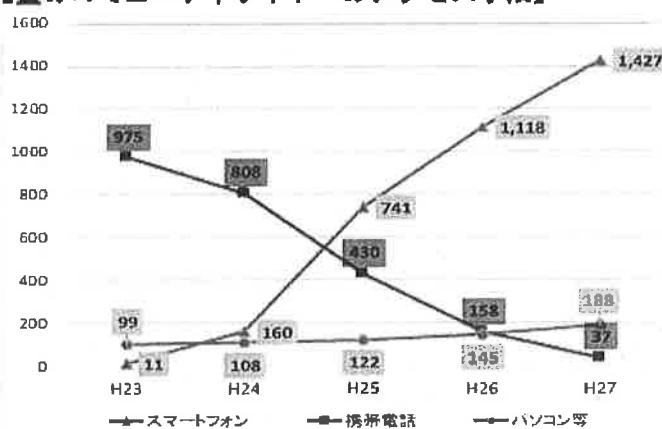


※コミュニティサイトの統計は平成20年から取り始めた。

資料：警察庁広報資料「平成 27 年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

【被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段】

(人)



※平成27年中のアクセス手段の内訳：スマートフォン1,427(85.4%)、スマートフォン以外の携帯電話37(2.2%)、

パソコン等36(2.2%)、その他(携帯音楽プレーヤー、タブレット端末、ゲーム機)135(8.2%)、不明17(1.0%)

※パソコン等には、パソコン、その他、不明を含む。

資料：警察庁広報資料「平成 27 年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

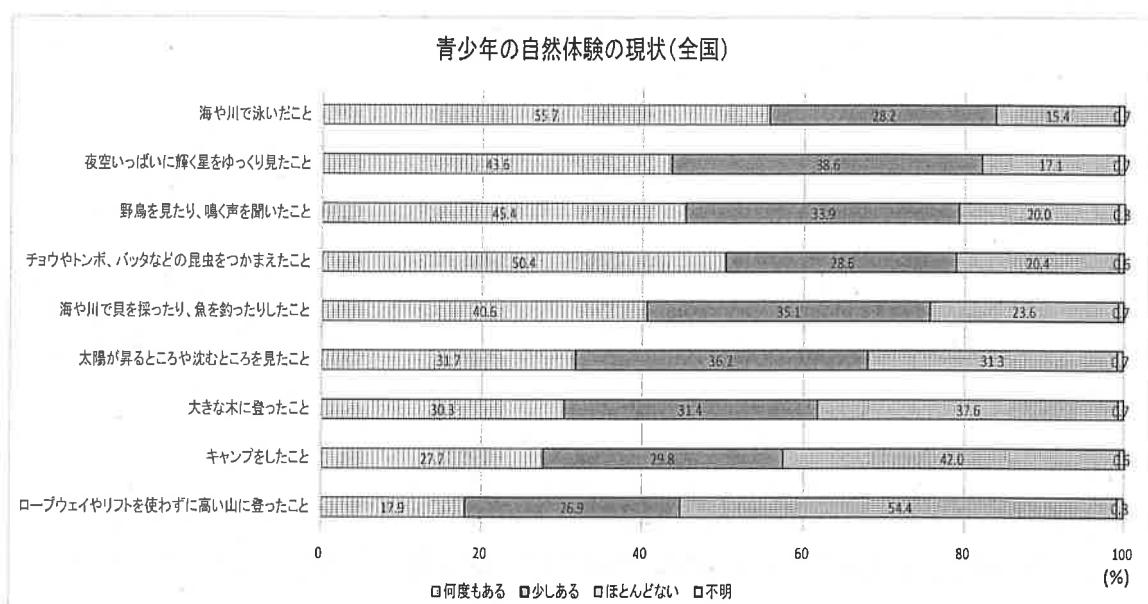
しかしながら、インターネットの利用により利便性が向上した一方で、危険な有害情報へのアクセスによる犯罪被害、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの普及により大人の目の届きにくい新たな空間で、青少年が事件やトラブルに遭う機会が増大しています。

(3) 青少年を取り巻く環境の変化

以前は、海、川、山など、青少年の身近に自然があり、こうした場所で青少年が様々な体験活動を行うことにより、豊かな人間性や社会性を身に付けてきました。

しかしながら、近年、青少年が屋外で行動する機会が減少し、スマートフォンや携帯ゲーム機、インターネットへの依存傾向が高まり、自然体験の中での感動や、人ととのふれあいによる心温まる経験が少なくなっています。

全国における青少年の自然体験活動の現状について、「海や川で泳いだこと」、「夜空いっぱいに輝く星をゆっくり見たこと」は8割以上ある一方、「キャンプをしたこと」、「ロープウェイやリフトを使わずに高い山に登ったこと」は6割以下となっています。

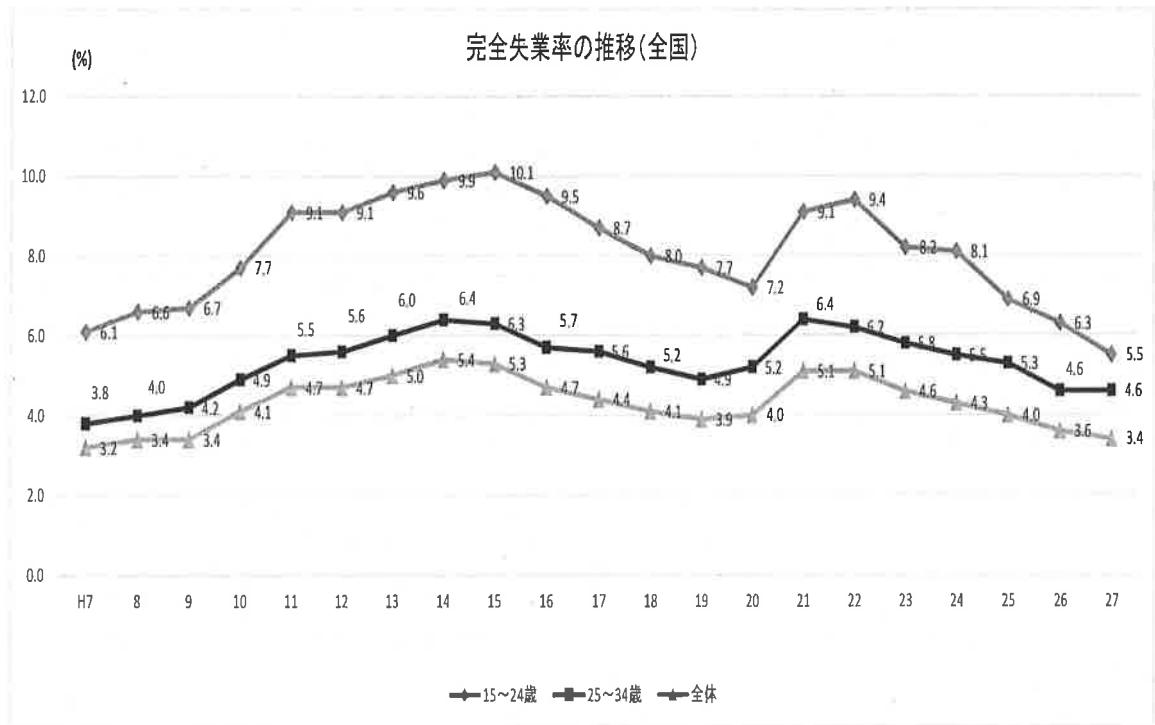


資料：独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査(平成26年度調査)」

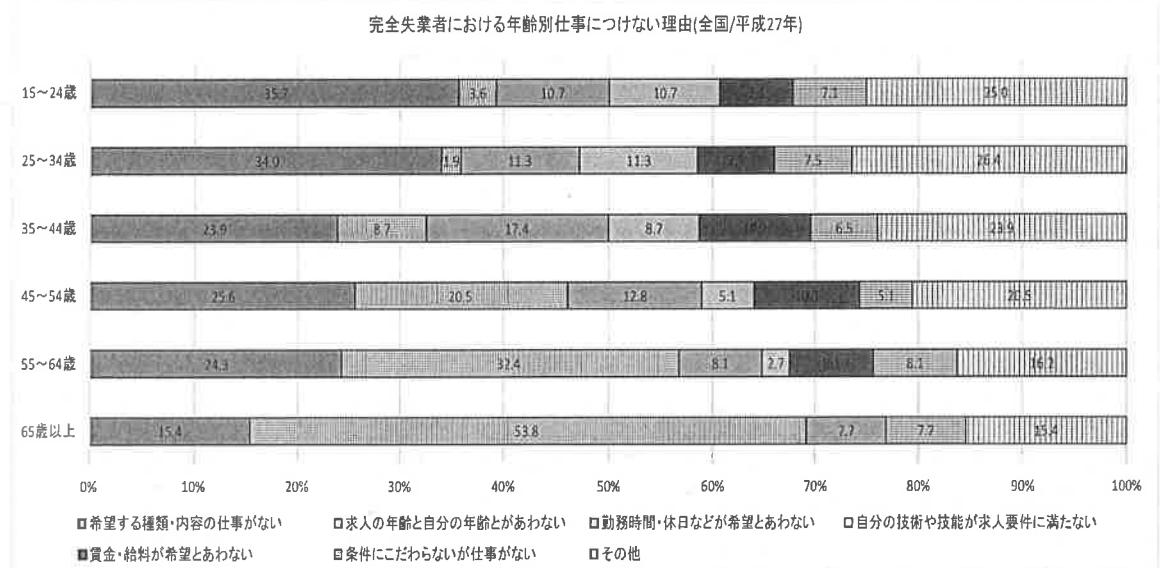
(4) 雇用環境の変化

長期にわたる景気の低迷やグローバル化の進展により、企業の雇用形態は大きく変化し、終身雇用、年功序列といった日本型の雇用慣行が崩れる中、雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合が増加しています。

全国の完全失業率は、平成15年以降低下を続け、平成20年に発生した世界同時不況により上昇に転じた後、ここ5年は再び低下していますが、若年者の失業率は他の年齢層に比べ高くなっています。完全失業者が仕事につけない理由を見てみると、若年者では「希望する種類・内容の仕事がない」の割合が高くなっています。

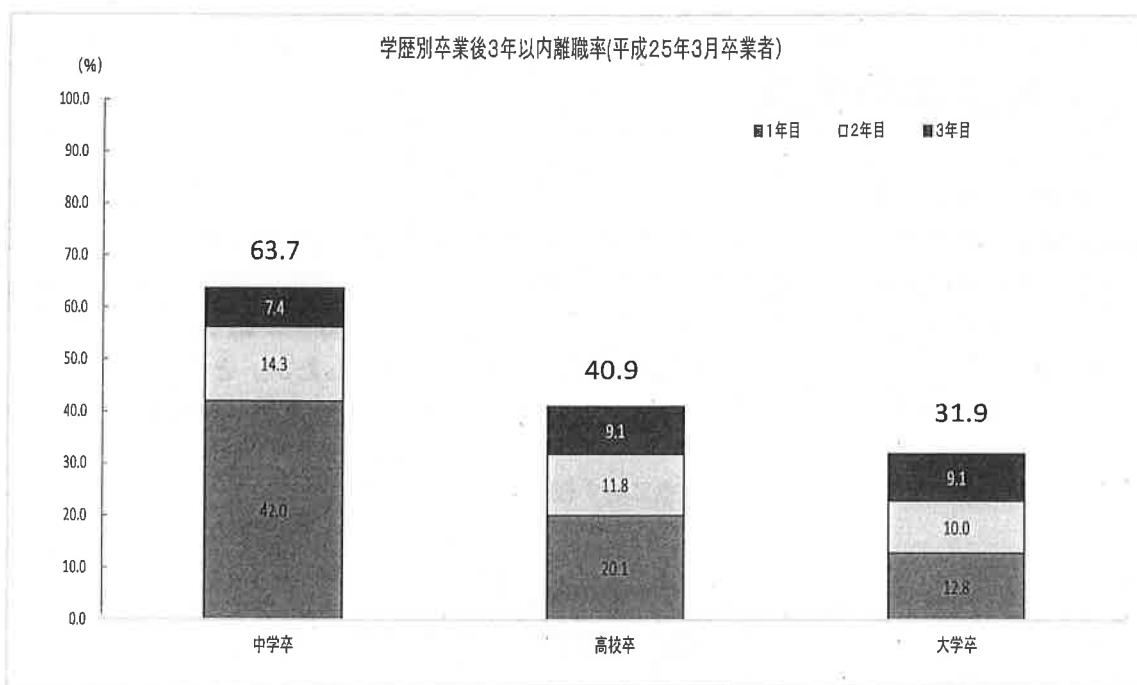


資料：総務省「労働力調査」

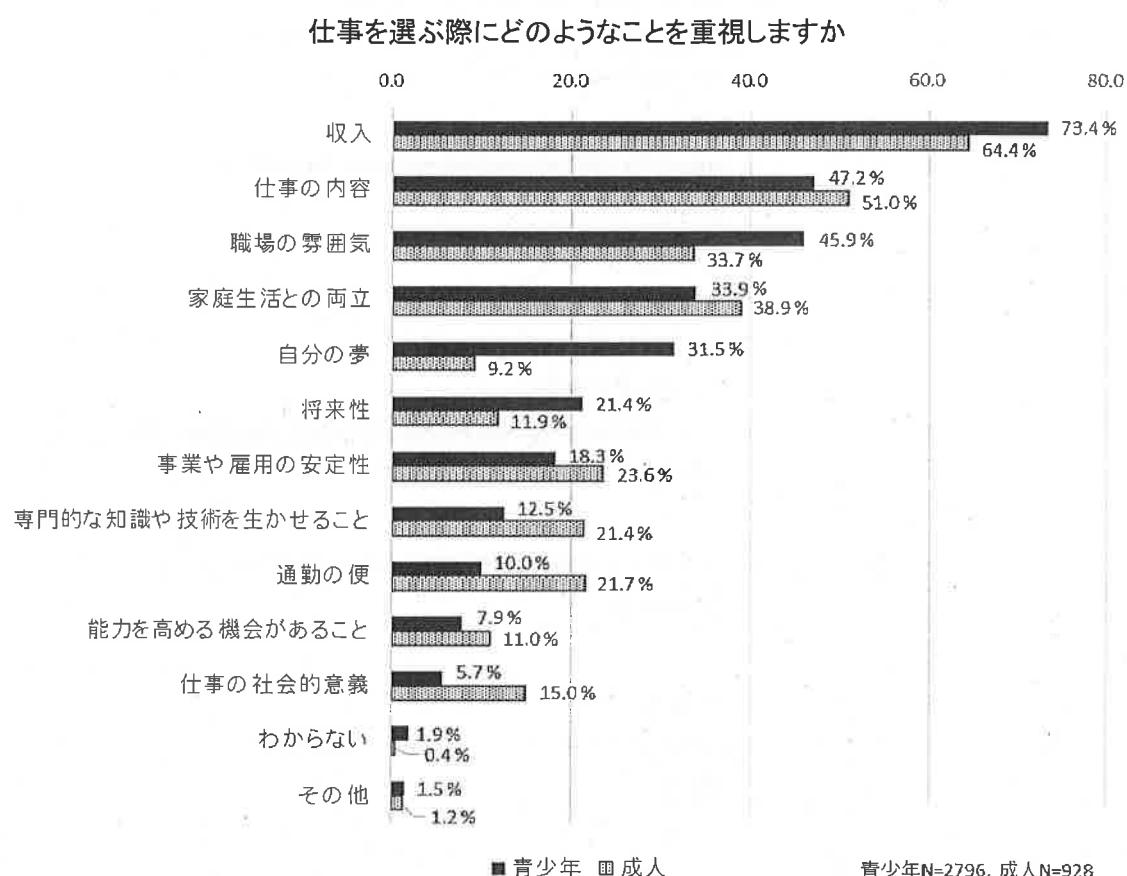


資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」

また、新規学卒者の高い離職率も課題となっています。全国における中学、高校、大学の卒業3年後の離職率は、それぞれ63.7%、40.9%、31.9%となっています（いずれも平成25年3月卒業者）。離職後、長期間非正規雇用が続く若者も多いことから、中・高・大学生等に対して、早い段階から職業意識形成のための支援を行う必要があります。



資料：厚生労働省職業安定業務統計



資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

2

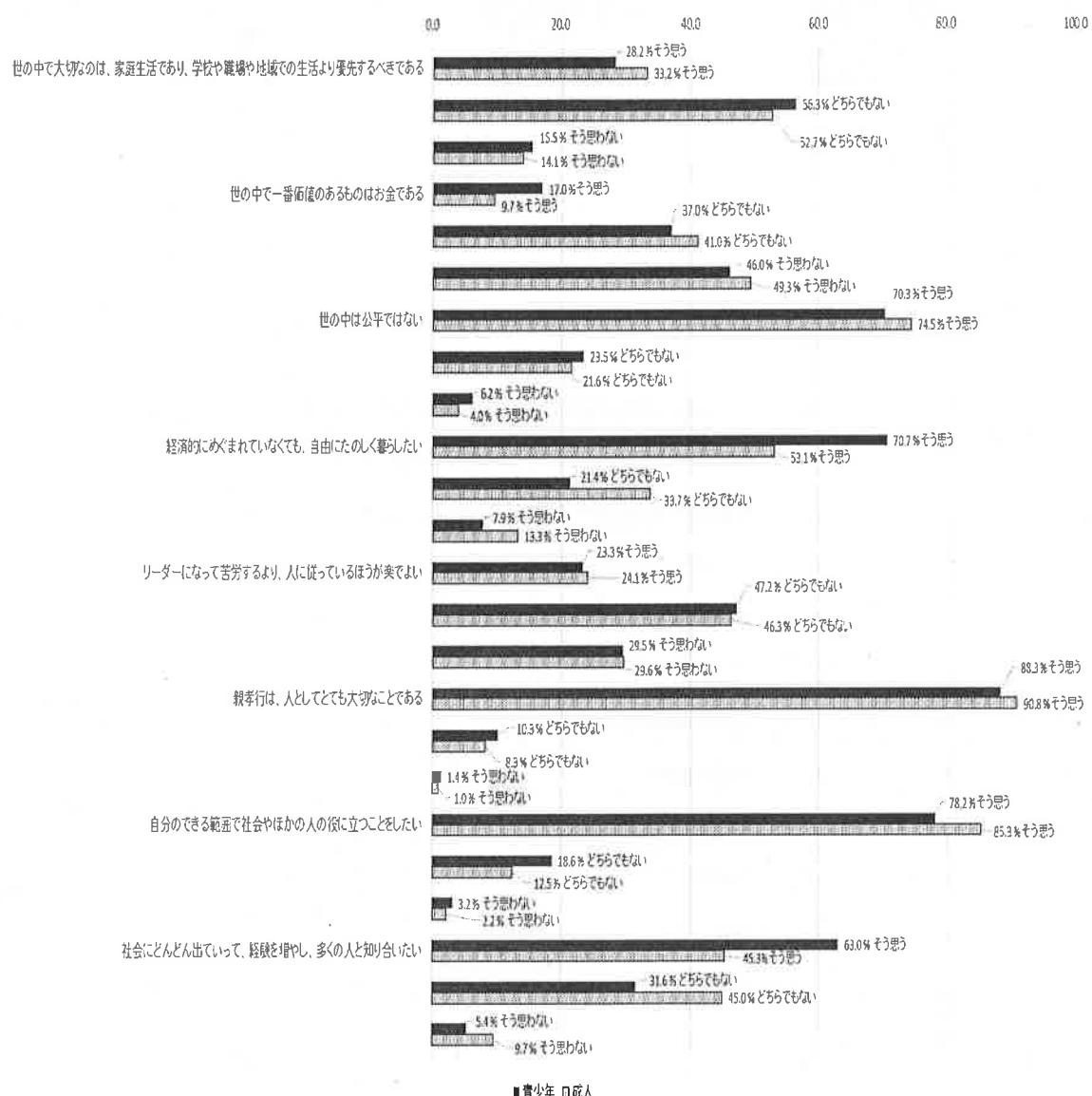
青少年の現状

(1) 社会に対する意識

経済が高度に発展し、豊かで便利な時代の到来により、青少年の意識や価値観も変化しています。とくしまの青少年の意識調査において、青少年の7割が「経済的に恵まれなくとも自由に楽しく暮らしたい」と回答するなど、自由や楽しさを求める傾向があります。

一方で青少年の8割近くが「社会やほかの人の役に立つことをしたい」と思い、また、6割が「経験を増やし、多くの人と知り合いたい」と考えるなど、社会貢献や社会参画の意識を強く持っています。

社会に対する意識



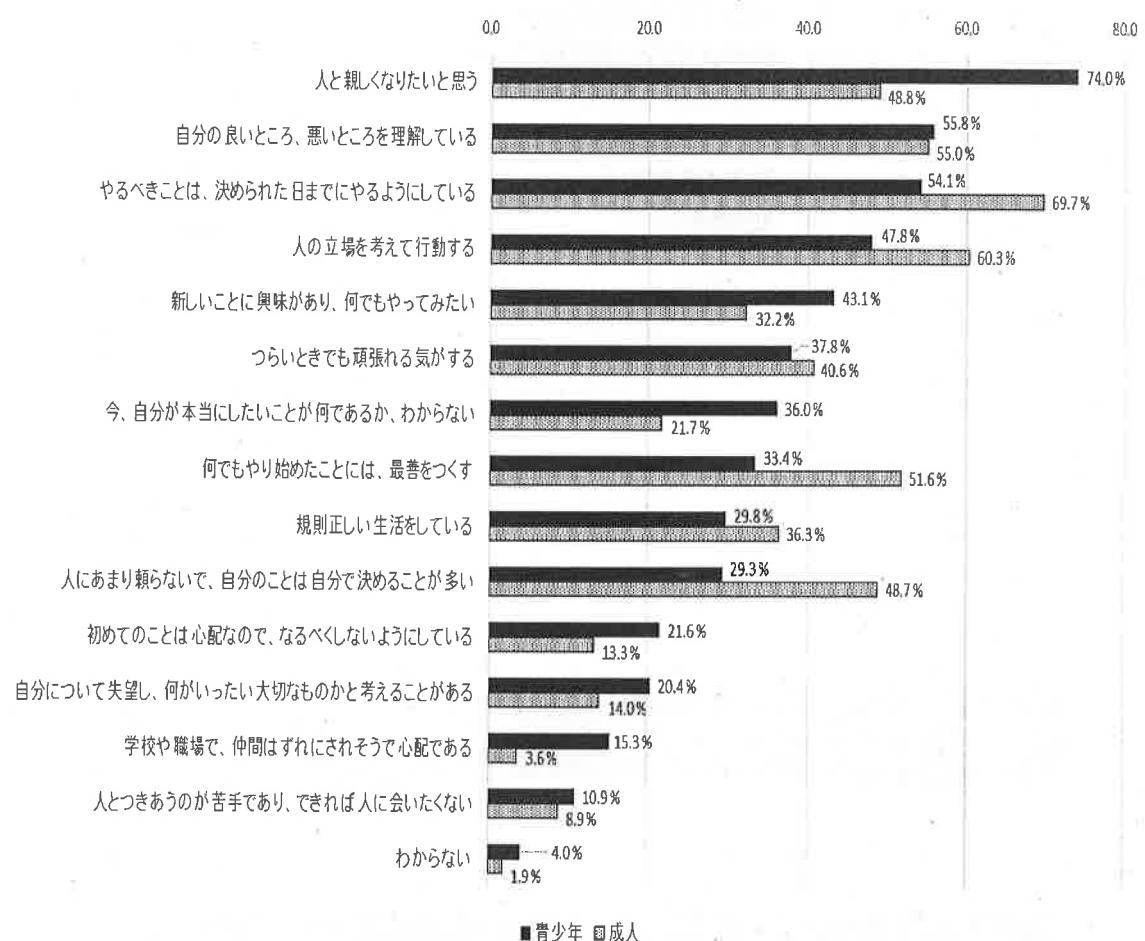
資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

(2) 自己認識

とくしまの青少年の意識調査において、「人と親しくなりたいと思う」と答えた青少年が7割を超えており、成人と比較して高い割合を示しています。また、「新しいことに興味があり何でもやってみたい」と青少年の4割を超える人が回答する一方、「自分が本当に何をしたいかわからない」についても、3割を超える人が回答するなど、青少年は新しいことへの興味や意欲を持っている反面、本当に何をしたいかわからないという悩みもあわせて持っていることがわかります。

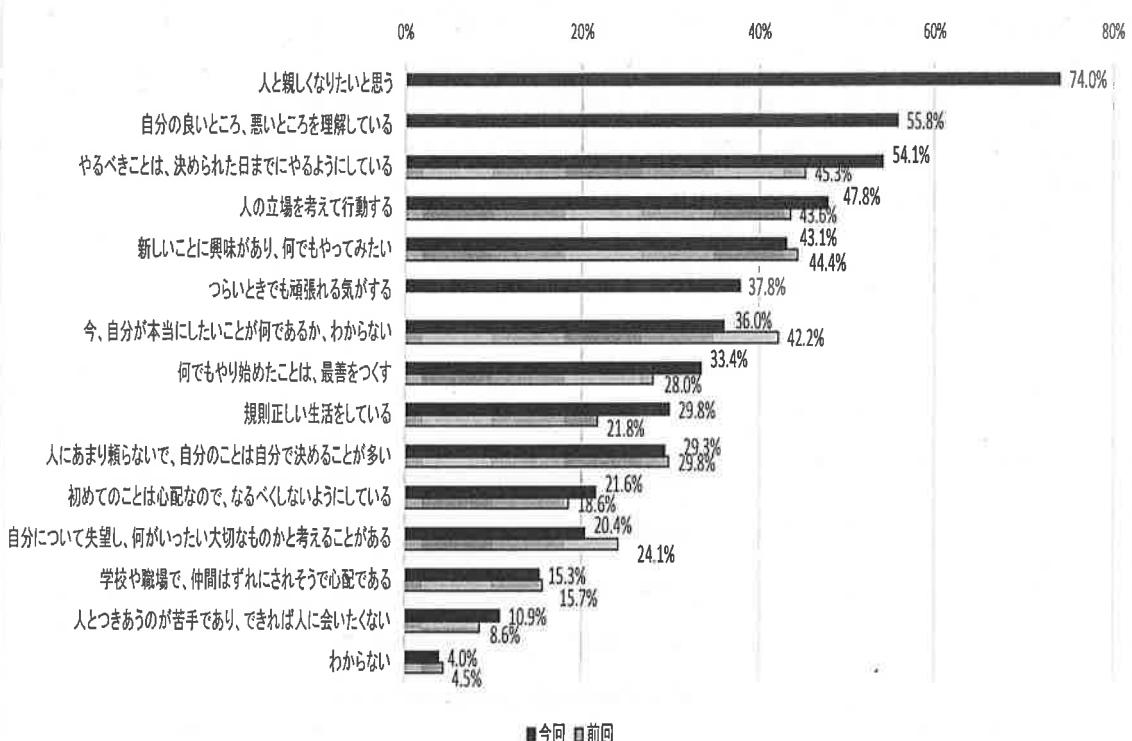
また、青少年の36%が自分のことを「きらい」、「どちらかといえばきらい」と回答しており、成人よりも高い割合を示しています。

自己認識



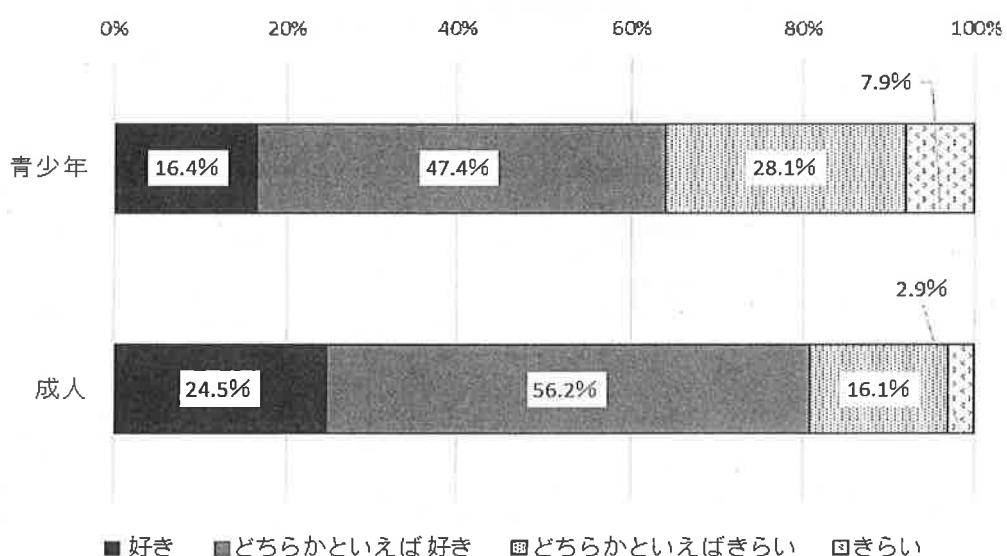
資料：平成28年度とくしまの青少年に関する意識調査

自己認識(青少年) 前回との比較



資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

自分のことが好きですか



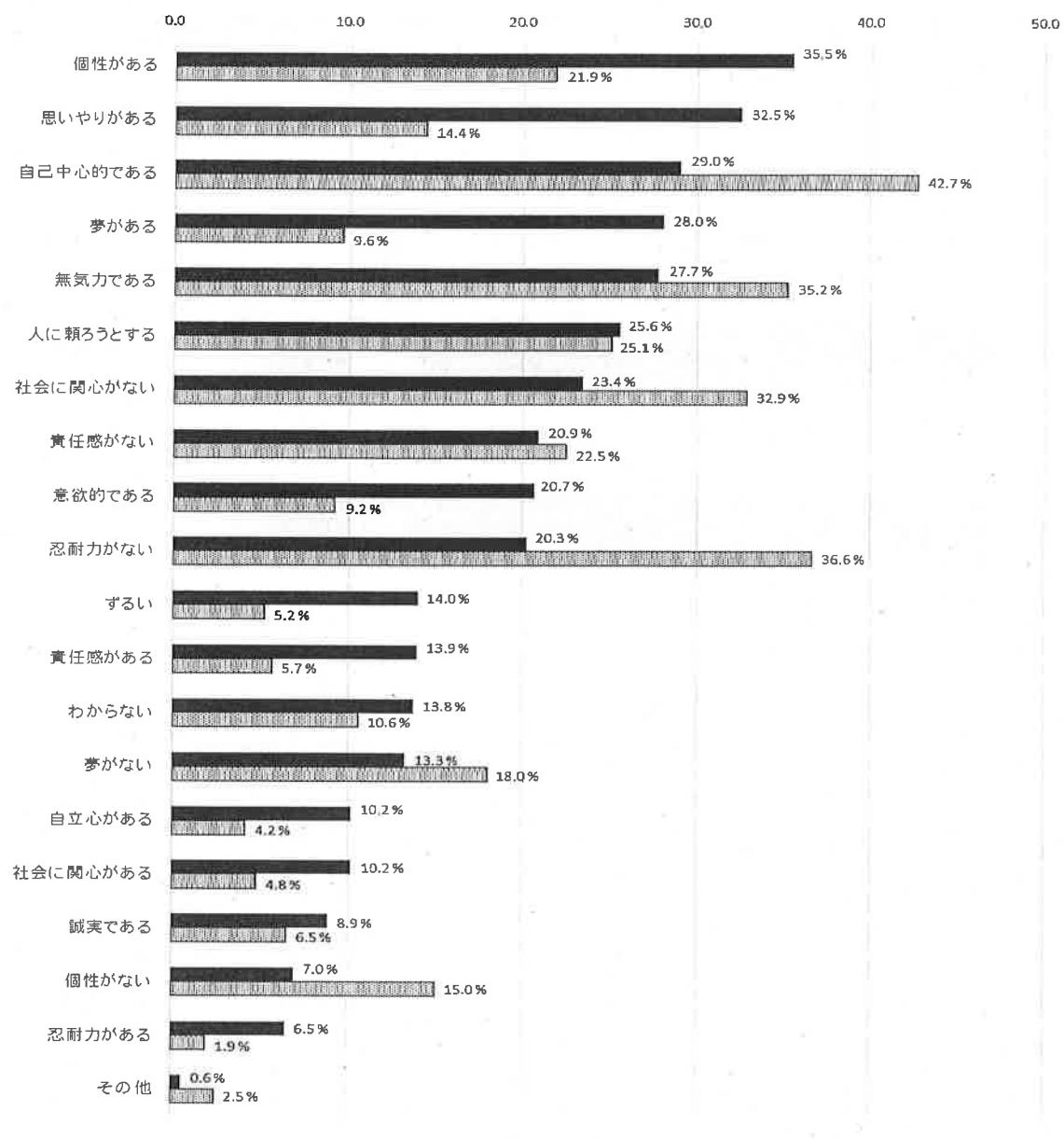
資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

(3) 青少年の特徴

とくしまの青少年に関する意識調査において、青少年自身の特徴として「自己中心的」(29.0%)、「無気力」(27.7 %)、「人に頼る」(25.6 %)などのよくない面があげられていますが、一方で、「個性がある」(35.5 %)、「思いやりがある」(32.5 %)、「夢がある」(28.0 %)など、青少年の良い面も青少年自身が評価しています。

成人からの評価では、「自己中心的」(42.7 %)、「無気力」(35.2 %)と4割近くが回答しており、青少年同様に高い割合であり、「忍耐力がない」(36.6 %)、「社会に無関心」(32.9 %)などの特徴も高い割合であげられています。

青少年の特徴を言い表す言葉



■青少年 □成人

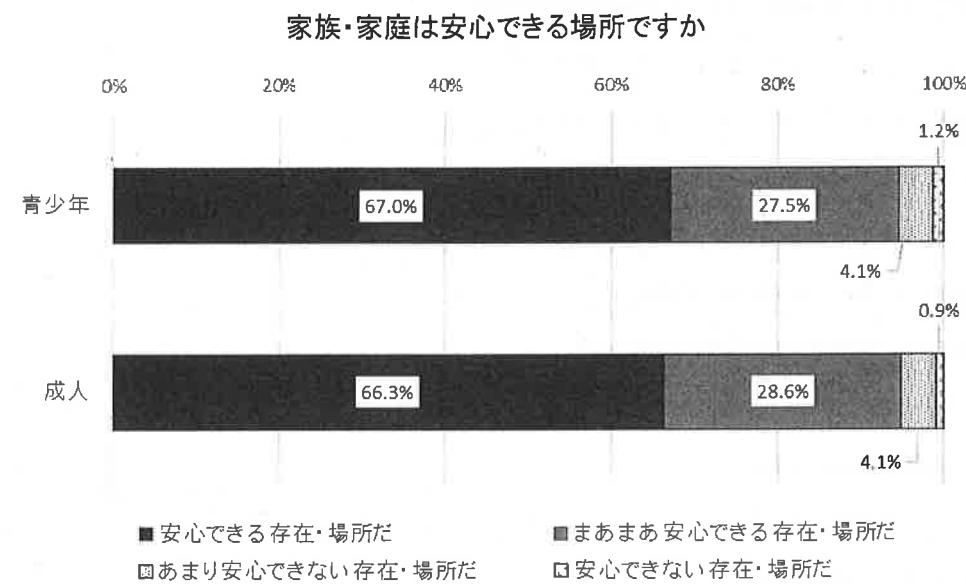
資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

(4) 家庭の状況

家庭は、青少年が基本的な生活習慣・生活能力、豊かな心、社会的マナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものですが、少子化・核家族化の進行などに伴い、家庭における教育力の低下が問題となっています。親の長時間労働、子どもの塾通い等によって、家族がそれぞれに忙しくなり、家庭や地域で一緒に過ごす時間が十分確保できない状況があります。

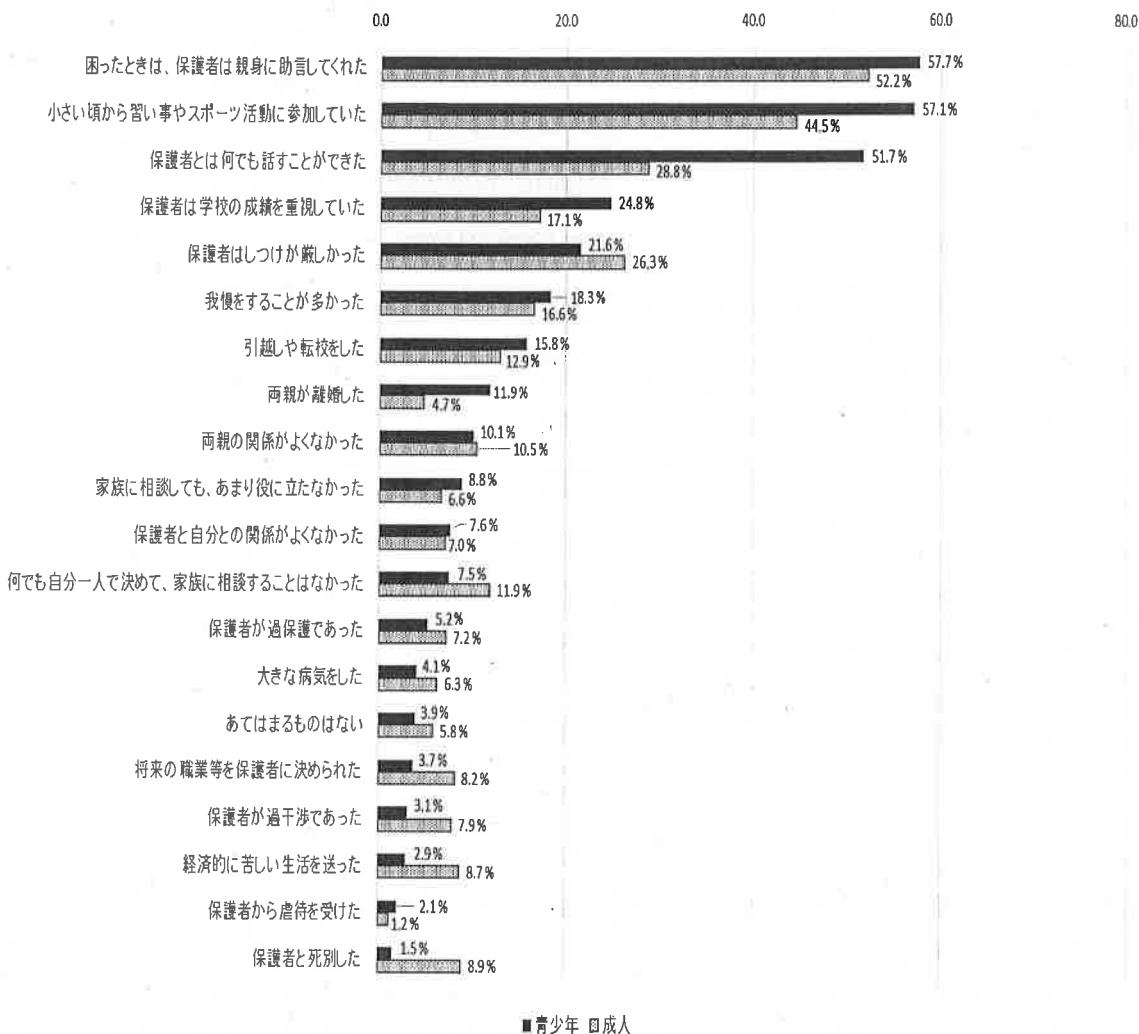
また、ひとり親家庭や経済的に厳しい家庭の増加などもあり、子どもに十分に目を向く親が増加しており、子どもの貧困や児童虐待なども問題となっています。

とくしまの青少年の意識調査では、94.5 %の青少年が家族・家庭について「安心できる存在・場所だ」、「まあまあ安心できる存在・場所だ」と答えています。家庭での経験についても「困ったときは、保護者は親身に助言してくれた」(57.7 %)、「小さい頃から習い事やスポーツ活動に参加していた」(57.1 %)、「保護者とは何でも話すことができた」(51.7 %)という、肯定的な経験についての回答が多くなっています。



資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

家庭での経験について



■青少年 ■自成人

資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

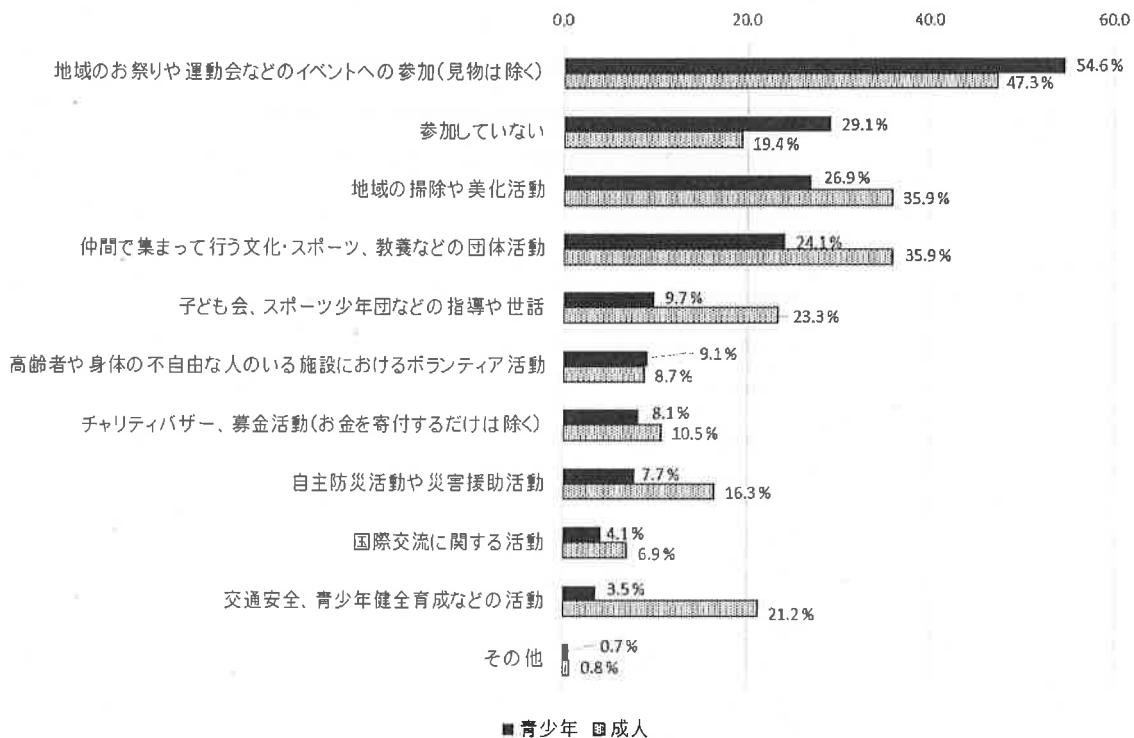
(5) 青少年と地域社会

地域社会は、青少年にとって多様な年齢層や立場の人々とふれあうことで、様々な生活体験、社会体験、自然体験などを通じて、自立心や社会性を身に付けることができる場です。

しがしながら、少子化や核家族化に伴い、地域の繋がりや人間関係が希薄になり、地域社会の教育力が低下していると言われています。

とくしまの青少年の意識調査では、社会参加活動の経験について、「地域のお祭りや運動会などのイベントへの参加」が54.6%と最も多く、次に多いのが「地域の掃除や美化活動」(26.9%)、「文化・スポーツ、教養などの団体活動」(24.1%)となっています。一方で「参加していない」という回答も29.1%おり、3人に1人が社会参加活動の経験がないという結果となるなど、社会参加する人としない人が分かれる傾向にあります。

社会参加活動の経験

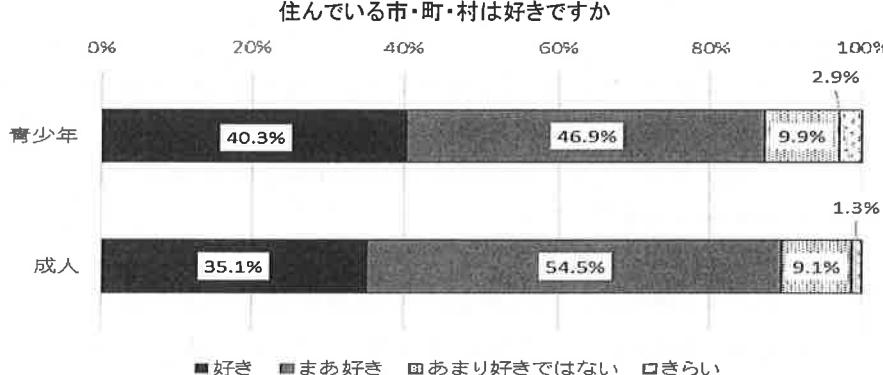


■青少年 □成人

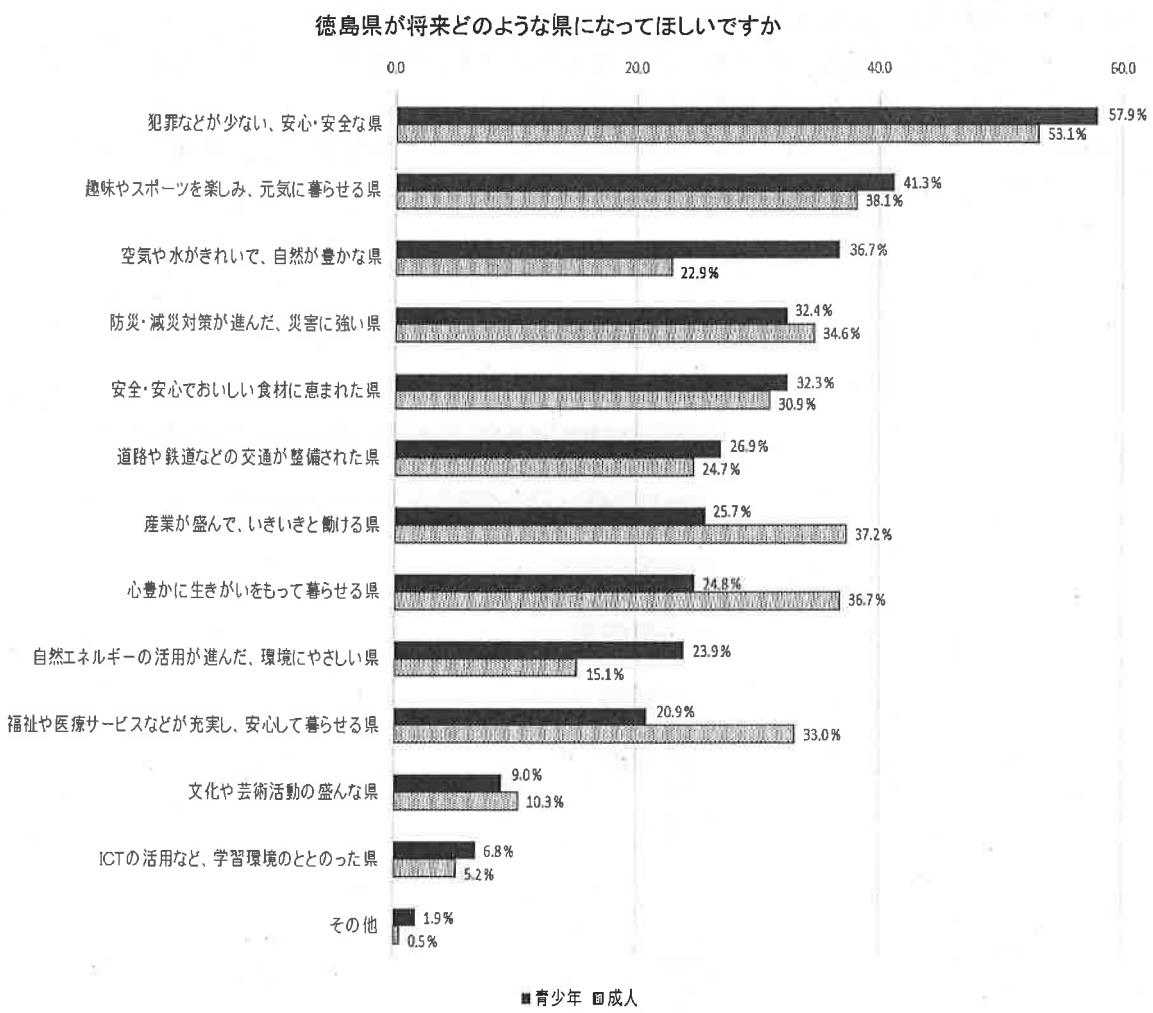
資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

自分の住んでいる市町村については「暮らしやすい」、「生まれ育った場所だから」、「自然が豊か」などの理由から 87.2 %の青少年が「好き」または「まあ好き」と回答しており、満足度は高いと言えます。

また、徳島県が将来どのような県になってほしいかについては、「犯罪などが少ない安心・安全な県」(57.9 %)、「趣味やスポーツを楽しみ、元気に暮らせる県」(41.3 %)、「空気や水がきれいで、自然が豊かな県」(36.7 %) と答えた青少年の割合が高くなっています。



資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査



資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

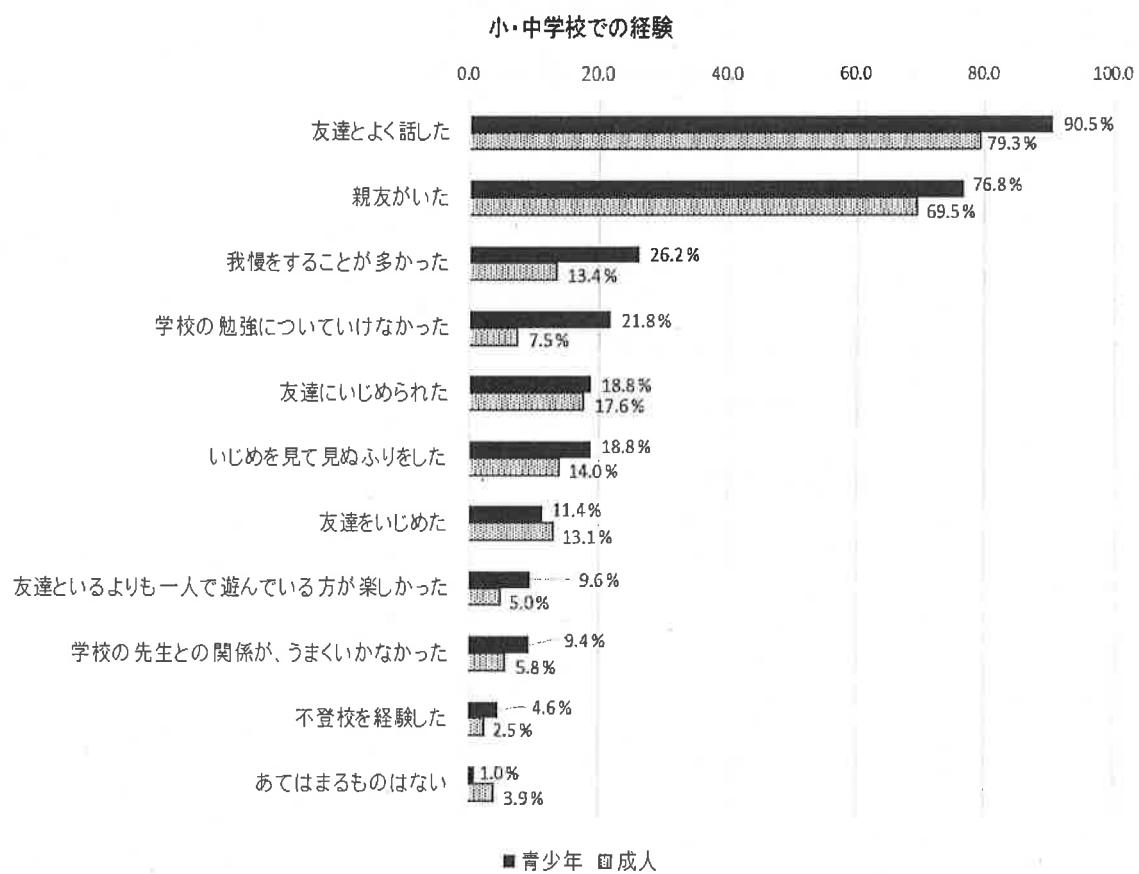
(6) 青少年と学校

地域における同年代や異年齢の人々との交流や集団での体験の機会が失われている中で、学校は集団生活を通じて社会性を身に付ける大切な場となっています。学校での生活が大半を占める子どもにとっては、友達との人間関係が大変重要なものとなっています。

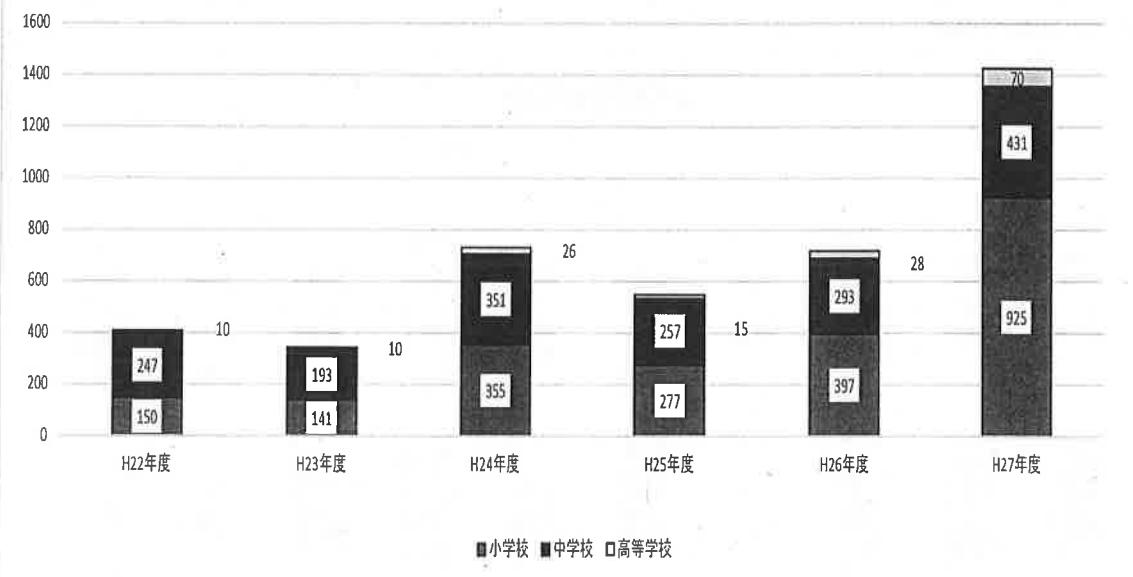
とくしまの青少年の意識調査において、小・中学校での経験について青少年の多くが「友達とよく話した」(90.5%)、「親友がいた」(76.8%)と答える一方で、「我慢をすることが多かった」(26.2%)、「学校の勉強についていけなかった」(21.8 %)、「友達にいじめられた」(18.8%)と答えている青少年もいます。

また、いじめや不登校の問題も存在します。平成 27 年度の本県のいじめの認知件数は、小学校（公立）では 925 件、中学校（公立）では 431 件、高等学校（公立）では 70 件となっています。前年度よりも小、中、高等学校ともに認知件数が増加しているのは、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめの定義がより広範になったため、それまではいじめと認知されなかつたことでも、いじめとして認知されるようになったことが、大きな要因だと考えられます。

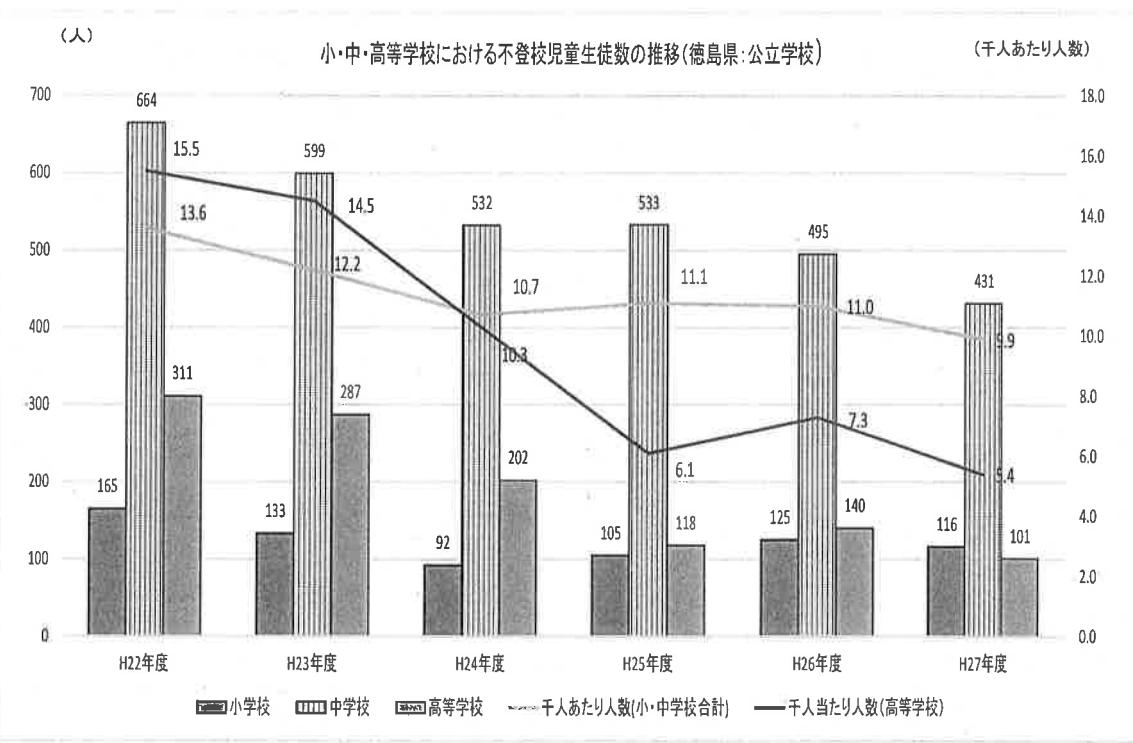
平成27年度の本県の不登校児童生徒数は、小学校（公立）で116人、中学校（公立）で431人、高等学校（公立）で101人となっています。本県の小・中学校及び高等学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小・中学校9.9人、高等学校5.4人と全国平均（小・中学校12.7人、高等学校16.6人）を下回っていますが、引き続き不登校の解消に取り組む必要があります。



小・中・高等学校におけるいじめの認知件数の推移(徳島県:公立学校)



資料：徳島県教育委員会

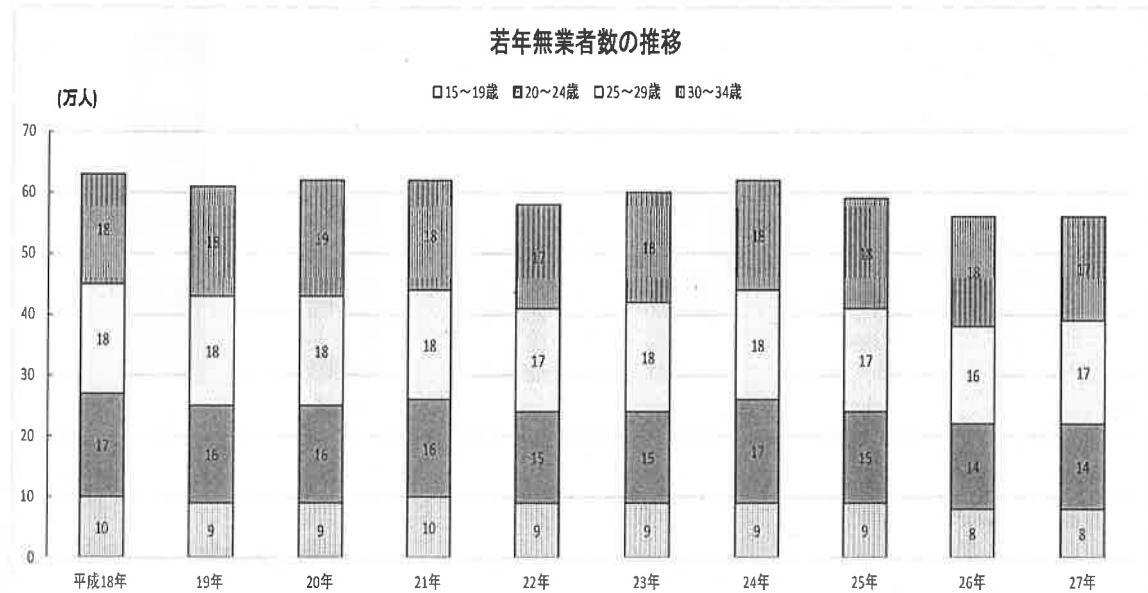


資料：徳島県教育委員会

(7) 若年無業者の状況

全国の若年無業者（15歳～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者）の数は、平成14年度以降、60万人前後で推移し、平成27年度は56万人となっています。

若年無業者数の推移



資料：総務省「労働力調査」

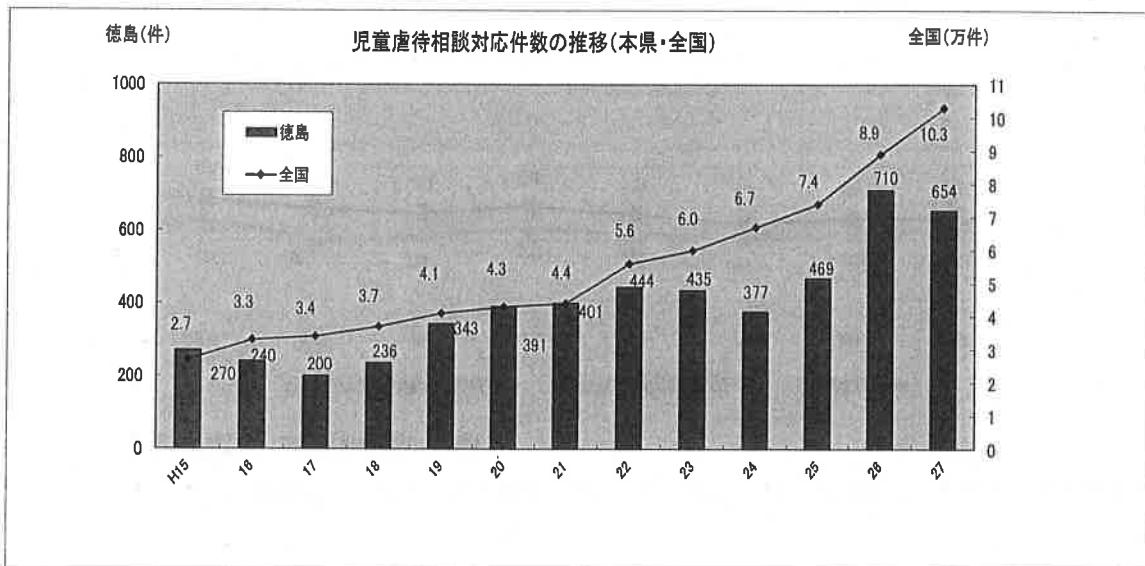
(注) 1. ここでいう若年無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

2. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

(8) 児童虐待の状況

児童相談所における児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、平成 27 年度中に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応の件数は 103,260 件で、前年度に比べ 14,329 件(16.1%) 増加しています。本県においては、平成 26 年度は過去最多の 710 件で、平成 27 年度は前年度より減少したものの、高い水準で推移しています。

児童虐待相談対応件数の推移（本県・全国）



資料：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」※平成 27 年度の件数は厚生労働省発表(H28.8.4)の速報値

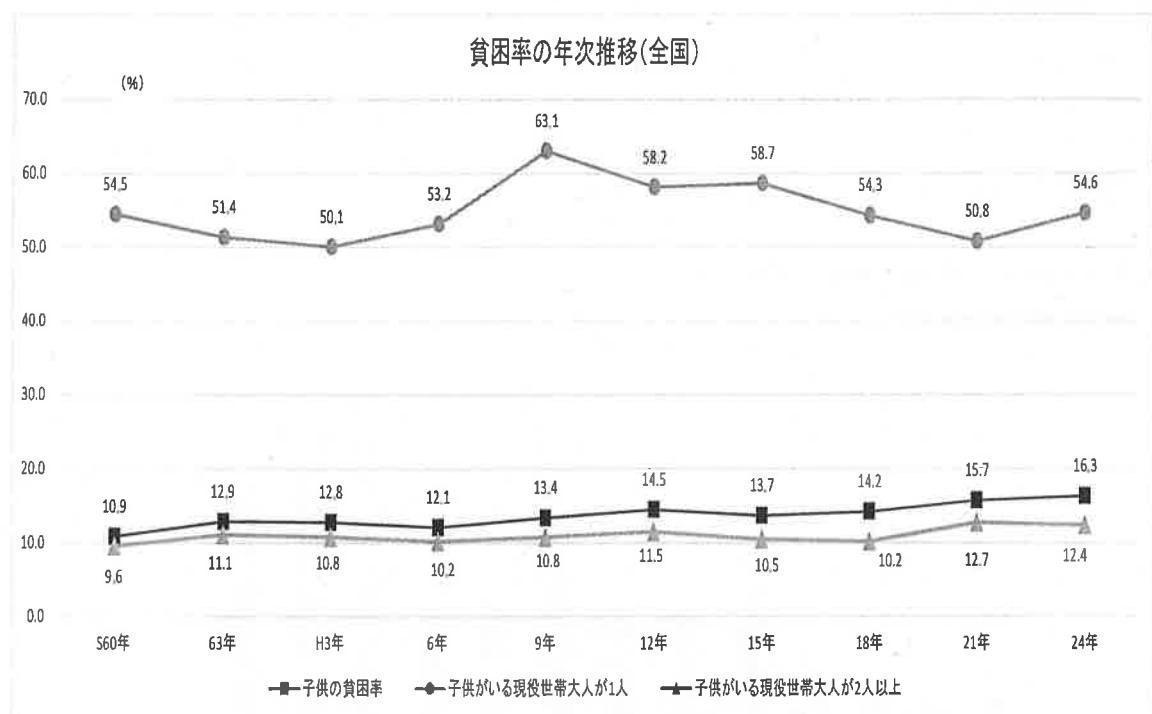
(9) 子どもの貧困

我が国における子どもの貧困率は平成 6 年頃から上昇傾向にあり、平成 24 年には過去最高の 16.3 % (概ね子どもの 6 人に 1 人の割合) となっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が 1 人の世帯の相対的貧困率が 54.6 % と、大人が 2 人以上いる世帯の 12.4 % に比べて非常に高い水準となっています。

本県における母子世帯の収入は「101 万円から 250 万円まで」が 61.9 % を占めており、平均年収は 218 万円となっています。父子世帯の収入は「151 万円から 300 万円まで」が 55.6 % を占めており、平均年収は 262 万円となっています。

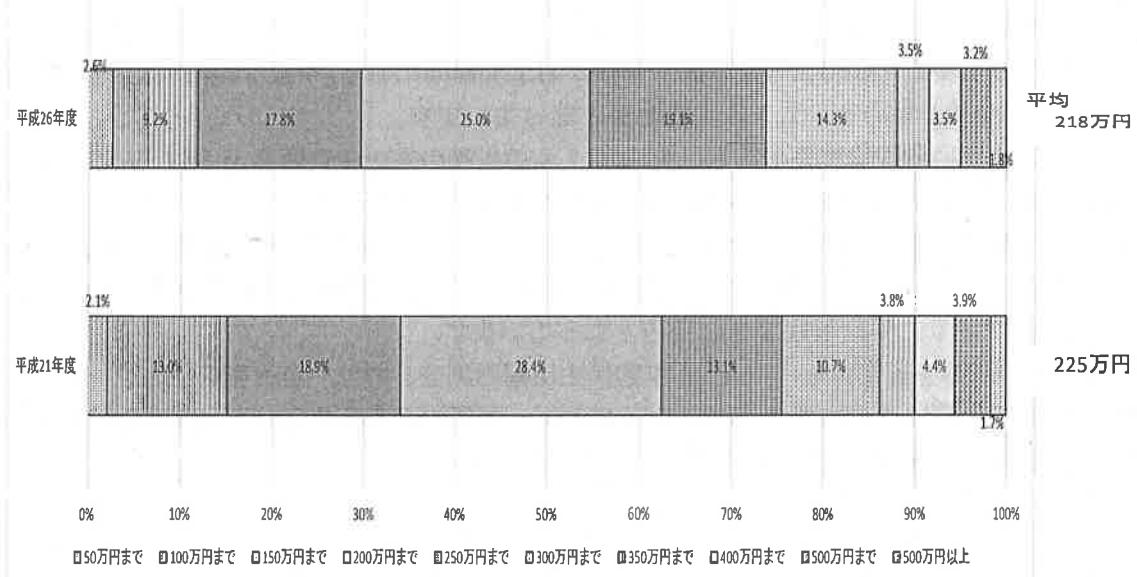
平成 25 年の所得を調査した「平成 26 年国民生活基礎調査」では、全世帯の 1 世帯当たり平均所得金額 (全国) は 528 万 9 千円となっており、本県の母子世帯及び父子世帯の平均年収は、母子世帯で約 4 割、父子世帯で約 5 割となっています。



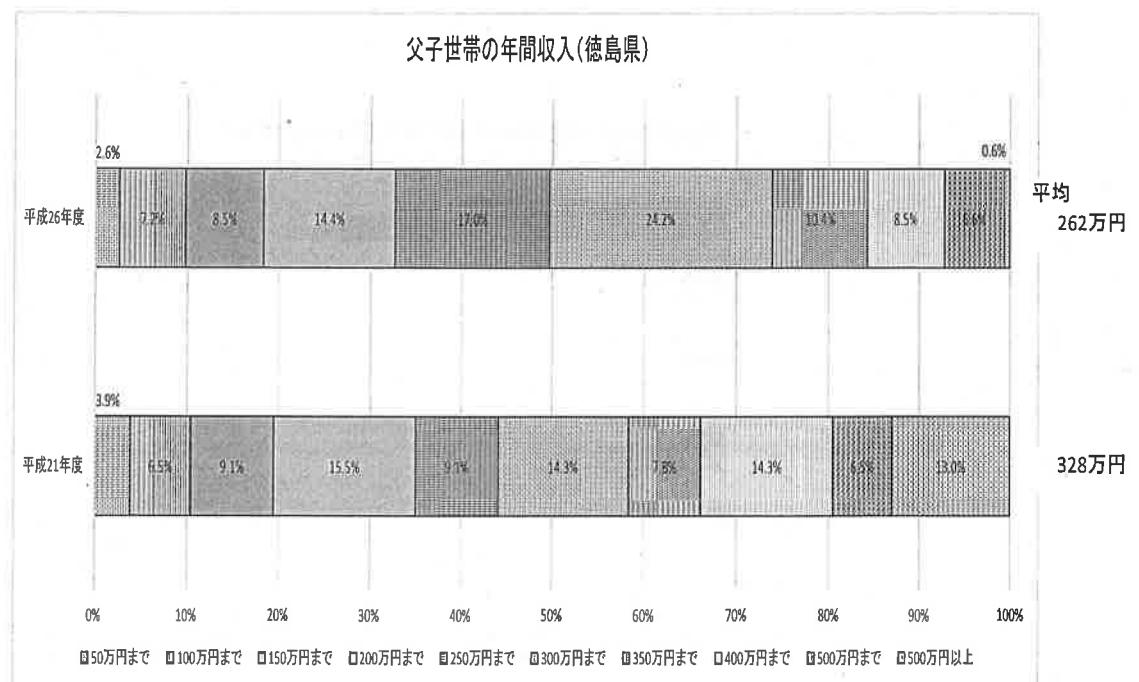
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

※現役世帯：世帯主が18歳以上65歳未満の世帯、大人：18歳以上、子供：18歳未満

母子世帯の年間収入(徳島県)



資料：徳島県ひとり親家庭等実態調査

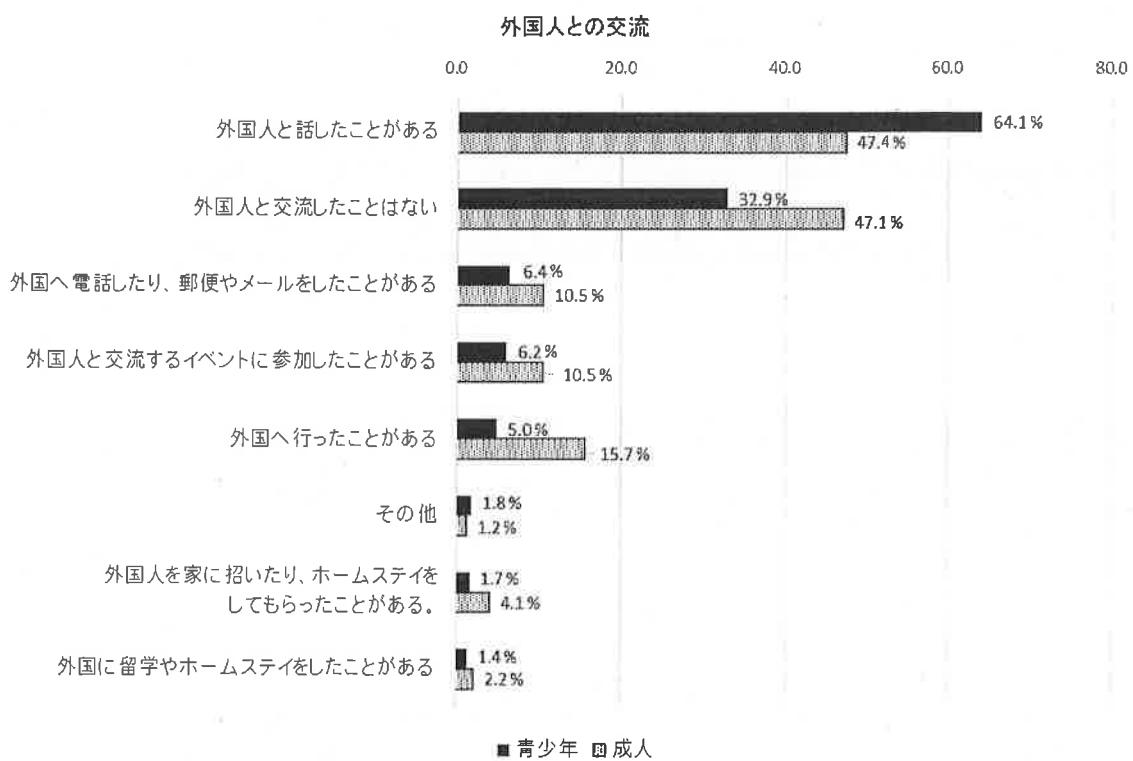


(10) 国際交流

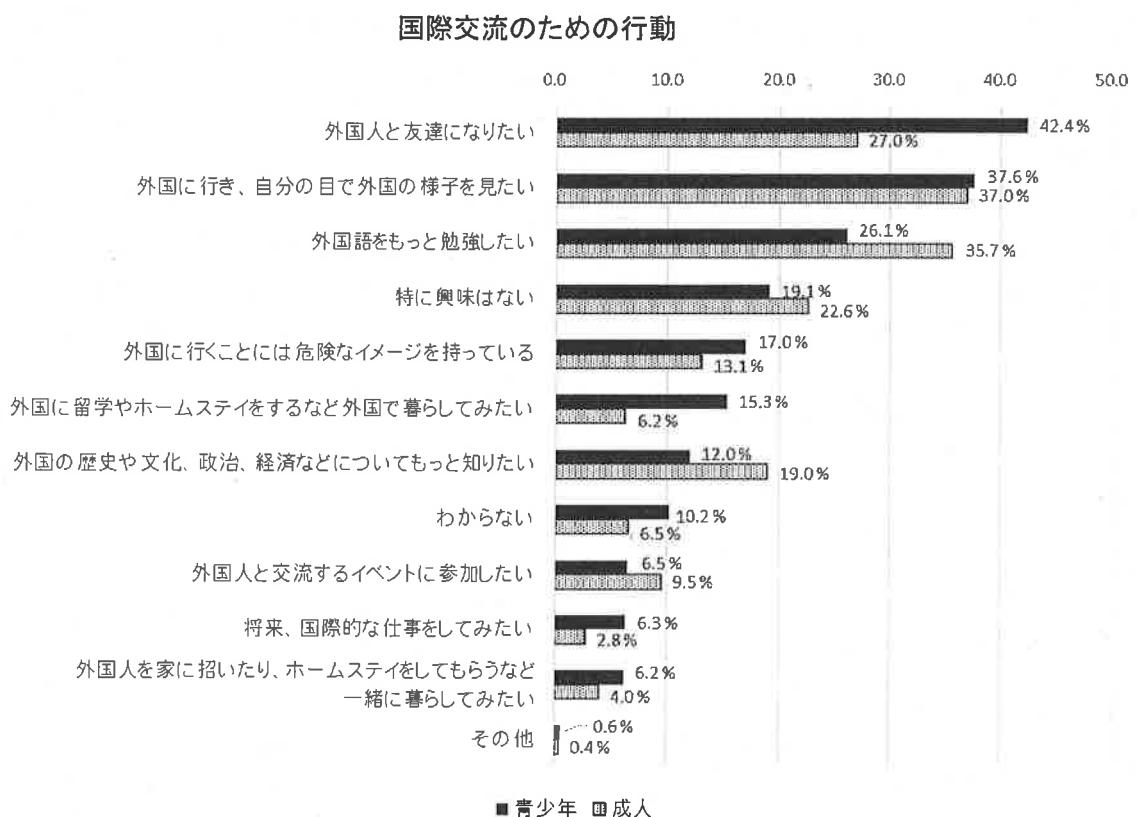
国際化の進展により多くのモノや情報が世界規模で行き交う中、様々な分野でリーダーシップを発揮することができる青少年の育成が求められています。

また、多様な文化や価値観を持つ人々との共生が求められており、青少年の異文化への理解や国際感覚の醸成を図っていく必要があります。

とくしまの青少年の意識調査結果では、外国人との交流について、「外国人と話したことがある」と答えた青少年が 6 割を超え、成人よりも高い割合となっています。また、国際交流のための行動についても、青少年では、「外国人と友だちになりたい」と答えた割合が最も高く、外国人を身近な存在としてとらえ、国際交流をしたいと考えている青少年の意識がうかがえます。



資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査



資料：平成 28 年度とくしまの青少年に関する意識調査

※とくしまの青少年に関する意識調査の概要

1 調査の目的

「徳島県の青少年の意識」について、青少年自身と成人の意識調査を行い、青少年の生活の実態、社会や生き方等についての考え方を把握し、比較分析することにより、未来の徳島県を中心となって支える、心豊かでたくましい青少年の育成を図るための基礎資料とする目的とする。

2 調査方法

(1)調査地域 徳島県全域

(2)調査対象者 徳島県内の青少年及び成人

・青少年 12～22歳の男女(送付数3,200人、回答数2,805人、回答率90.5%)

・成人 23歳以上の男女(送付数2,100人、回答数951人、回答率45.3%)

(3)調査期間 平成28年5月上旬から6月下旬まで

(4)回収方法 郵送法

(なお、12～18歳の青少年については、教育委員会の協力をいただき、中学校及び高等学校において直接回収を行った。)

第3章

計画の基本的考え方

第3章の計画の基本的考え方では、徳島県青少年健全育成条例、子供・若者育成支援推進大綱、さらに「新未来『創造』とくしま行動計画」を踏まえた青少年育成の基本理念を示すとともに、基本理念実現のための基本目標や計画の体系を示しています。

1

計画の基本理念

青少年の健全育成を総合的に推進するため、計画の基本理念を次のとおりとします。

全ての青少年が自立・活躍できる「とくしま」の実現

青少年は「徳島の未来」を担うかけがえのない存在です。

青少年が、夢や希望を持ち、その個性や能力を伸ばすとともに、豊かな人間性や社会性を身に付け、自立した個人として生きることは、私たち大人の願いでもあります。

しかしながら、近年、青少年をめぐる環境が急激に変化し、青少年の抱える問題は複雑かつ深刻化しているため、青少年が将来に向かって前向きに生きる力を身につけられるよう、早期から、重層的な支援をきめ細かく行っていく必要があります。

また、一方で、情報化社会の進展、地方創生や2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催など「新たな時代の潮流」にしなやかに対応し、他者と協働して、地域社会や国際社会で活躍できる青少年を積極的に育成していく必要があります。

そこで本計画では、困難を有する青少年やその家族への支援に取り組むとともに、創造的な未来を切り拓く青少年を応援し、変化の激しい社会にあっても、誰もが夢に向かって挑戦し、持てる力を十分発揮できる社会づくりを進めることとしています。

そして、行政はもとより、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら、次代を担う青少年施策を総合的かつ効果的に推進し、全ての青少年が健やかに成長し、自立・活躍できる「とくしま」の実現を目指していきます。

2

計画の基本目標

前述した計画の基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標Ⅰ 青少年の健やかな成長のための社会環境の整備

青少年が、他者との関わりの中で自立した大人として成長していくためには、健康で豊かな人間性を持ち、それぞれの個性や能力を発揮しながら、主体的に生きていく力を身に付けることが不可欠です。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における養育力の低下が指摘されており、社会全体で青少年を見守り、育てる環境を強化していく必要があります。

また、自己肯定感や自尊感情を育むため、道徳教育や各種の体験活動の充実が必要です。

さらに、スマートフォン等の急速な普及により、青少年の利用に係る犯罪被害のほか、ネット上のコミュニケーションによるトラブルやいじめ、長期間利用による生活習慣の乱れなどの新たな問題に直面しており、フィルタリングの利用促進や情報モラル教育の充実など、インターネット社会への対応を強化していく必要があります。

このため、青少年が豊かな人間性や社会性を身に付け、心身ともに健康で、自立した個人として健やかに成長できる環境づくりを推進していきます。

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年やその家族への支援

ニート・ひきこもり・不登校など社会生活を円滑に営む上での困難や、児童虐待、貧困など、青少年が抱える問題は深刻な状況にあります。そして、青少年一人一人が抱えるこうした問題は、複合的で複雑に絡み合っていることが多いため、単一の機関だけでは対応が難しい場合があります。

また、青少年が置かれた家庭環境は多様であり、個々の状況を踏まえ、青少年のみならず、その家族に対する支援も求められています。

さらに、子どもの貧困については、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、対策を一層推進する必要があります。

このため、各機関の支援体制の強化を図りながら、関係機関が分野、主体の壁を越えたネットワークを形成し、困難を有する青少年やその家族に対する連携した取組を推進していきます。

基本目標Ⅲ 未来を切り拓く青少年の応援

青少年が生き生きと成長し、夢の実現に向かって果敢に挑戦し、地域や社会から期待される人材として羽ばたいていけるよう、個性と想像力を育む教育を推進しながら、社会への旅立ちを応援していく必要があります。

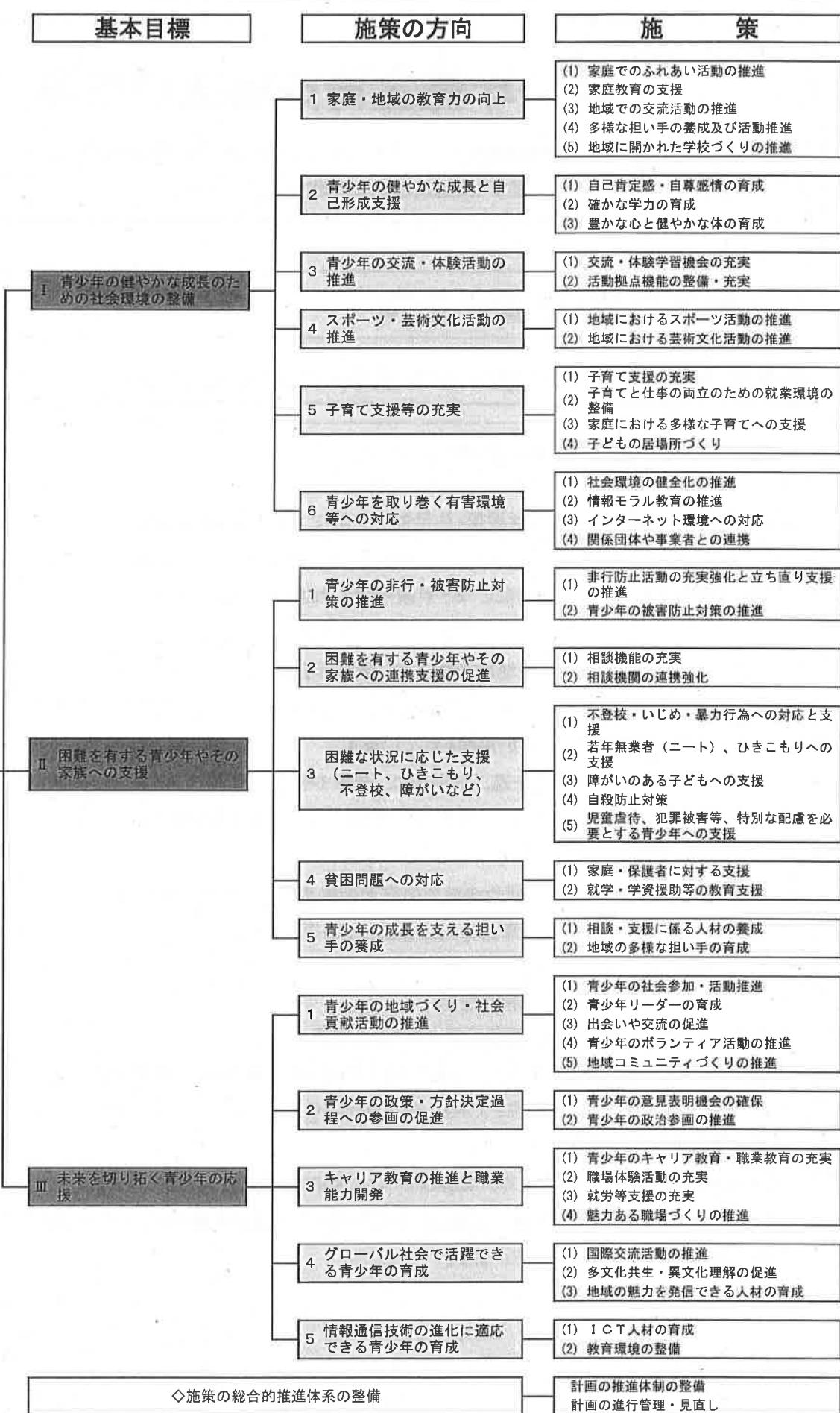
また、地域の青少年が、積極的に社会活動や地域課題に取り組むことは、活力ある地域社会を創造していく上で不可欠です。

さらに、社会のグローバル化、情報化が急速に進展する時代において、新たな視点や発想に基づく価値を創造し、未来を切り拓いていくことができる力を身に付けることが大切です。

このため、地域で主体的に行動する青少年の育成や、青少年が地域の多様な活動に参画し、活躍できる環境づくりを推進していきます。

3) 計画の施策体系

全ての青少年が「豊かな心と健やかな成長」を実現する



第4章

青少年健全育成施策の推進

第4章の青少年健全育成施策の推進では、計画の基本目標に基づき、県が行う青少年施策の方向を示し、併せて計画に基づく県施策の主な取組を示しています。

1 基本目標・施策の方向

基本目標Ⅰ 青少年の健やかな成長のための社会環境の整備

施策の方向1 家庭・地域の教育力の向上

家庭は基本的な規範意識や生活習慣・生活能力を身につける重要な役割を担っています。

しかし、近年、少子化や核家族化に加え、就業形態の多様化等により、家族と一緒に過ごす時間が少なくなるなどにより、基本的なしつけや親子のふれあいの不足、子育てに対する支援が受けられずに孤立化するなど、家庭の教育力の低下が懸念されています。

また、地域においても、これまで地域の大人が、青少年を見守ったり、叱ったりすることで、規範意識の醸成や非行防止等が図られてきたところですが、地域における人間関係や連帯意識の希薄化により、地域の教育力の低下が指摘されています。

さらに、青少年が最も長い時間を過ごす学校は、知識や技能の習得のみならず、人間関係の基礎を身につける場として重要ですが、いじめや不登校、暴力行為など学校だけでは対処できない問題も発生しています。

このため、家庭でのふれあい活動や地域での交流活動の推進、地域に開かれた学校づくりを推進することにより、家庭・地域の教育力の向上を図っていく必要があります。

1-1 家庭でのふれあい活動の推進

○親子がふれあう「家庭の日」、「家族の日」等の普及啓発

- ・親子がふれあう「家庭の日」(毎月第1日曜日)の一層の定着を図るための普及啓発を行うとともに、親子が共に参加できる事業を充実し、家族や地域の人々とのふれあい活動やあいさつ運動を推進します。
- ・家族や地域のきずなを深めるため、「家族の日」(11月第3日曜日)、「家族の週間」(家族の日の前後1週間)に合わせて、行政や民間団体等が取り組む、家族で参加できるイベントや家族での利用優遇等の情報提供を行います。

1-2 家庭教育の支援

○家庭教育に関する地域の人材育成

- ・地域における家庭教育支援や家庭教育の充実を図る活動を促進するため、家庭教育に関する情報提供を積極的に行うとともに、家庭教育に関する種々の講座を開講し、地域ぐるみで取り組む家庭教育支援を推進します。

○男性や若者の家庭教育への参画推進

- ・男性の家庭教育への参画や、高校生・大学生等の若者に対する家庭教育の重要性啓発促進のため、子どもとふれあう活動等を含めた家庭教育理解のための学習機会を提供します。

○家庭教育に対する相談体制の充実

- ・子育てや家庭教育に不安を持つ保護者や、いじめや不登校、暴力行為等、学校生活で悩みを抱えている児童・生徒が相談できるよう、電話による相談、高度の専門知識を有する者による相談援助活動等を実施するとともに、相談機関等との連携により相談体制の充実を図ります。

○家庭教育についての支援ネットワークづくり

- ・地域や家庭において、孤立しがちな親が家庭教育についての情報交換やサポートを行えるような家庭教育・子育て支援のネットワークづくりを推進します。

1-3 地域での交流活動の推進

○地域における交流活動や体験活動機会の提供

- ・地域の大人が積極的に地域活動に参画するとともに、関係機関・団体等と連携し、地域における交流活動や体験活動などの機会を提供し、青少年が主体的に地域活動に参加できるよう支援します。
- ・学校、家庭、地域、行政等が連携して地域の持つ教育力を再生し、自然体験活動や社会体験活動、読書推進活動等の子どもたちが安全で安心な地域の学びの場をつくるための人材を養成し、地域の教育力の再生を図ります。

○地域の身近な場所での居場所の整備

- ・地域において異年齢の子どもが集まる健全な遊び場や居場所等を提供し、子どもたちの健全育成を図ります。

1-4 多様な担い手の養成及び活動推進

○青少年団体やNPO(民間非営利団体)等の活動支援

- ・青少年団体や NPO 等の地域活動を支援し、地域における多様な人材の育成を図ります。

○青少年育成指導者の育成

- ・地域で活躍する青少年育成指導者等に対する研修会を実施し、資質の向上を図るとともに、指導者同士の連携強化を図ります。

1-5 地域に開かれた学校づくりの推進

○地域ぐるみの学校支援の推進

- ・地域の人々や保護者と学校が協議・協力する場の設定や、学校・家庭・地域が情報交換し、連携できるようなネットワークを構築し、地域ぐるみで学校を支援します。
- ・地域の教育力を向上させるため、学校支援地域本部の取組、学校サポートーズクラブの認証をさらに推進し、全市町村において学校サポートーズクラブの拡充を図ります。

○地域との交流活動の推進

- ・学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちと地域の方々が学習、スポーツ、文化活動等の体験活動を通じて交流を深め、それぞれの地域の教育力の向上とコミュニティの活性化を図ります。
- ・地域における人材や企業等を活用し、職場見学や職場体験活動を推進し、地域に対する理解を深めるとともに、地域の人々との交流を通じて、青少年の地域に対する愛着を深めます。

施策の方向2 青少年の健やかな成長と自己形成支援

社会環境の変化により、人間関係の希薄化、青少年のコミュニケーション能力の低下が指摘されており、青少年が人と繋がれずに孤立感を抱えたり、自己肯定感の低下により失敗を恐れ、自立する道筋が見えにくくなっている問題があります。周りの人と協調しつつ、自信を持ち、夢や希望に向かって前向きに挑戦していくことができるよう、青少年の自己肯定感や自尊感情を育む必要があります。

また、豊かな人間性や社会性を身に付けるため、青少年の交流活動の要となる青少年育成者や青少年育成団体等の役割が重要となります。

さらに、すべての青少年が健やかに成長・発達するためには、心も体も健康で、たくましく生きる力を育んでいく必要があります。

このため、青少年が自らの能力や個性を伸ばし成長していくための基礎を身につけられるよう、学校・家庭・地域が連携し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むための学びや体験活動を推進します。

2-1 自己肯定感・自尊感情の育成

○情操教育の推進

- ・道徳教育によって児童生徒に道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性を育成し、規範意識の向上とともに自尊感情を高め、自他を大切にする心を育てます。
- ・子どもの読書活動推進計画に基づき、県内全域で読書習慣の定着を図ります。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園等における教育・保育の充実を図り、質の高い幼児教育の提供を支援します。

○青少年団体の取組支援

- ・地域における子ども会活動等の活性化を図り、子どもたちの主体的な活動を促進します。
- ・地域で活動する青少年団体等に対し、団体間の交流の促進や情報提供等を行うことにより、青少年活動の一層の活性化を図るとともに、青少年が参加できる魅力ある機会や場を提供し、青少年団体等への参加促進を図ります。
- ・青少年の活動拠点である「とくぎんトモニプラザ・徳島県青少年センター」において、青少年自らが企画・運営する事業を実施し、青少年の主体的な活動を支援するとともに、青少年同士の交流促進を図ります。
- ・地域で青少年育成のための顕著な活動を行っている青少年団体や個人に対する表彰を行うなど、その活動の周知・啓発に努めます。

2-2 確かな学力の育成

○学力向上に向けた学習指導体制の充実

- ・すべての学校・園に学力向上検討委員会を設置し、学力向上推進員を指名して子どもたちの学力向上を図るとともに、各学校の取組を情報発信します。
- ・子どもの読書活動推進計画に基づき、県内全域で読書習慣の定着を図ります。
- ・学力向上などを支援する非常勤講師を各学校へ配置し、教員が子どもと向き合う時間の拡充と学習指導体制の充実を図ります。

○特色ある学校づくり

- ・小中学校において、各学年の特性等に応じ、少人数学級編制の導入や専科教員(理科・英語等)の配置を推進するとともに、少人数指導やチームティーチング指導のための教員配置を行います。
- ・各高等学校が将来にわたり多様な教育や部活動を実施し、活力ある教育活動を展開していくため、地域の知恵や特色を活かしながら高校再編を進めます。また、地域活性化や地域貢献に結びつく教育を展開するため、時代に対応した新学科等の設置や学科再編等を行います。
- ・魅力ある高校教育を推進するため、学科編成に応じた高校と大学の連携授業の実施や交流等を推進します。

○情報活用能力の育成

- ・必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、受け手の状況などを踏まえて発

信・伝達できる能力を育成します。

- ・ICT活用教育の充実を図るため、ICTを活用した授業実践についての教員研修や電子教材の導入促進等を図ります。

2-3 豊かな心と健やかな体の育成

○人権教育の推進

- ・児童・生徒が自分や他人の命を大切にし、思いやりの心や規範意識を身につけ、成長できるよう、人権教育の充実を図ります。
- ・県内の中学校・高等学校及び特別支援学校の生徒が集い、人権について語り合うことを通して、人権尊重の理念についての理解を深めるとともに、人権意識を高め、様々な人権問題を解決するための実践力を身につけます。

○男女共同参画の推進

- ・青少年が、子どもの時から男女が対等なパートナーであることを理解し、お互いを尊重し、共に生きる大人として成長できるよう、家庭・学校・地域において男女共同参画の意識を育てます。
- ・男女共同参画の総合的な推進拠点である「ときわプラザ（男女共同参画交流センター）」において、NPO等と協働し、男女共同参画や子育て等についての各種講座を開催します。また、青少年を対象に、デートDVの防止を啓発するため、中学生・高校生・大学生等に対する出前講座も併せて実施します。

○妊娠・出産・育児に関する正しい理解と教育の推進

- ・若い世代が結婚を見据えたライフプランやライフデザインの設定ができるよう、安全安心な妊娠・出産を含めた妊娠適齢期等の正しい知識の普及啓発を推進します。
- ・県内の学校と連携し、次代の親となる子どもたちに子育てに関する学習やふれあい体験の機会等を提供し、次代を担う親づくりを推進します。

○防災教育の推進

- ・南海トラフ巨大地震の3連動地震などの大規模災害に備えて、県内の高等学校に「防災クラブ」を設立し、各市町村とも連携し、地域住民も巻き込んだ避難訓練や炊き出しなどの実践的な活動を行う防災教育を推進し、子どもたちの防災対応能力の向上を図るとともに、人命救助や避難所生活で力を発揮する地域防災の担い手の育成を図ります。
- ・県立防災センターが主体となって、小中学校からの要望に応じて県職員等が出向く「小中学校まなぼうさい教室」の開催や、関係機関を「防災生涯学習推進パートナー」として登録・支援する等、小中学校における防災教育に対する総合的な支援を行います。

○環境学習・環境教育の推進

- ・水質や大気などの環境保全対策について、ひとりひとりが重要な役割を担っていることを意識

づけるため、青少年に対する環境学習を実施します。

- ・学校における環境学習活動を地域の企業等が支える「環境首都あどふと・エコスクール」を活用するなど、地域や事業者、学校などにおける「とくしま環境学びプラン」に基づく環境教育・学習の実践を総合的・体系的に推進します。
- ・体験的・実践的環境学習である「学校版環境ISO」を発展させ、学校と地域がより一層連携し、環境学習を行う「新学校版環境ISO」の取組を推進します。

○体力の向上

- ・小中学校の体育・保健体育科授業において、専門の指導員を派遣し、技術的な支援を行うことにより、運動好きで基本的な身体能力を身につけた子どもの育成を図るとともに、家庭と地域が連携した運動環境の整備により体力の向上を図ります。
- ・青少年の健康な身体と心の発達を促すため、地域において、運動やスポーツに親しむ機会を提供するとともに、その指導者を養成します。

○食育の推進

- ・「徳島県食育推進計画」に基づき、家庭・学校・地域が連携し、子どもたちの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、栄養教諭の配置を拡大するなど、食に関する指導の充実を図るとともに、地元の旬の食材を取り入れた学校給食を実施します。

○木育の推進

- ・「徳島県県産材利用促進条例」に基づき、木のおもちゃや教材を備えた「木育広場」を開設し、子どもたちが木にふれあい、木の良さや木を使う意義を学ぶ「木育」を推進します。

施策の方向3 青少年の交流・体験活動の推進

本県は、地域の特色ある豊かな自然に恵まれ、青少年は自然とのふれあいや様々な生活体験をすることが可能であり、家庭や学校において、こうした体験活動を推進することにより、心豊かでたくましい青少年を育むことが重要です。

また、地域において異年齢の青少年同士や大人と交流することのできる機会や、魅力ある活動の拠点機能を整備・充実することにより、青少年自身の相互交流や地域活動を活性化し、地域を支える青少年づくりを推進していきます。

3-1 交流・体験学習機会の充実

○自然体験活動の推進

- ・自然に対する青少年の理解と認識を深め、自然とふれあい、楽しめる環境づくりや自然体験活動を推進します。
- ・農山漁村地域の豊かな自然環境に対する理解を深め、親しむため、農林漁業体験活動を推進します。

進するとともに、田んぼや水路での生き物調査等を実施します。

- ・森林づくりボランティア活動や緑の少年隊活動を通じ、自然に対する理解や愛情を育てるための活動を支援します。
- ・地域資源を生かした自然体験を通じての環境学習を推進します。

○異年齢の世代との交流機会の提供

- ・大人と青少年が地域や学校で交流する事業を実施し、相互理解を深めるとともに、青少年の自立を促します。
- ・子どもたちが体験活動を通じて社会性や協調性を育むことができるよう、青少年自らが企画・運営し、相互の交流を深めるとともに、地域における青少年活動の活性化を図ります。
- ・放課後や週末等に、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ、文化芸術活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動等を推進します。

○科学等への関心を深める機会の提供

- ・遊びや体験を通じて、科学する心を育てる子ども科学体験施設等の利用を通じて、科学に関する知識の普及啓発を推進し、創造性と探求心豊かな青少年の育成を図ります。

3-2 活動拠点機能の整備・充実

○青少年の活動拠点機能の整備・充実

- ・青少年のニーズやライフスタイルの多様化に対応するため、PFI事業者と連携を図り、青少年の活動拠点である「とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）」の機能を充実し、すべての世代が交流できる総合サービス拠点として、魅力ある運営・管理を行います。
- ・「とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）」で実施する事業の企画・運営に青少年自身の参加を求め、青少年にとって魅力ある事業の充実を図るとともに、「とくぎんトモニプラザ」を活性化します。

○野外活動施設の機能の充実

- ・美馬野外交流の郷や牟岐少年自然の家など、自然体験や学習の場、憩いの場となるような野外活動施設等の機能の充実を図ります。

施策の方向4 スポーツ・芸術文化活動の推進

青少年が社会性や創造性を培うためには、地域において日頃から気軽にスポーツ、芸術文化等に触れ、異年齢の青少年や大人と交流する機会を持つことが重要です。

本県には徳島ヴォルティスや徳島インディゴソックスなどの地域のプロスポーツチームも存在し、

地域でスポーツに親しむことのできる環境があることから、こうした地域の人材を活用し、青少年はもとより、誰もが生涯にわたって地域でスポーツ活動に参加できる機会を提供していく必要があります。

また、芸術文化の面においても、本県には「阿波藍」、「阿波人形浄瑠璃」、「阿波おどり」、「ベートーヴェン『第九』」の「あわ文化4大モチーフ」をはじめとする地域に根ざした伝統文化が存在し、こうした地域の資源を活用した文化活動を推進することにより、心豊かで、地域に愛着を持った青少年を育成していきます。

4-1 地域におけるスポーツ活動の推進

○青少年がスポーツ活動に参加できる機会づくり

- ・生涯スポーツ社会の実現のために各地域に創設されている総合型地域スポーツクラブの機能強化を図ることにより、青少年がそれぞれの能力や目的に応じてスポーツ活動に参加できるための場を提供します。
- ・学校や地域において、日頃からスポーツ活動に取り組むことにより、青少年が社会性や協調性を身につけるとともに、本県における競技スポーツの振興やジュニア層からの競技力の向上を図ります。

○地域のスポーツ指導者の育成・活用

- ・地域のプロスポーツチームである徳島ヴォルティスや徳島インディゴソックスの選手によるスポーツ教室や交流事業等を実施し、子どもたちがスポーツにより興味や関心を持つきっかけづくりを推進するとともに、その能力を活かす環境づくりを推進します。
- ・地域のスポーツ人材を活用し、学校や地域での体育・スポーツをより活性化することにより、スポーツの振興を図るとともに、地域のスポーツ指導者の育成を図ります。

4-2 地域における芸術文化活動の推進

○優れた芸術文化に触れる機会の提供

- ・子どもの頃から優れた音楽や美術などの芸術文化に触れる機会を提供し、創造性豊かな青少年の育成を図るとともに、芸術文化の才能に優れた人材の育成を図ります。

○伝統文化などの学習・継承等の活動推進

- ・阿波おどりや阿波人形浄瑠璃、農村舞台など地域に根ざした伝統芸能や地域の資源を活用した文化活動を推進し、子どもたちが伝統文化を学習する機会を提供します。

施策の方向5 子育て支援等の充実

核家族化の進行や地域の繋がりの希薄化は、かつて家庭や地域が担ってきた子育て機能を低下させ、保護者が子育てに対し、不安感や孤独感を抱える場合が生じています。

また、長時間労働から、子育てと仕事の両立に悩む保護者も増えており、安心して子育てのできる環境づくりを推進していくことが重要です。

このため、子ども・子育て支援新制度に基づく多様なニーズに対応した保育サービスの充実や子育て支援拠点の充実、さらに、地域全体で子育てを支援する体制づくりを推進していく必要があります。

5-1 子育て支援の充実

○子育て支援拠点の整備促進

- ・計画的な整備が進められている保育所や認定こども園等を利用して、地域ニーズに応じた子育て支援拠点の整備を促進します。
- ・子育て支援拠点において、育児相談に応じたり、子育て情報の提供、子育てサークル・ボランティアの育成、支援等を進めます。

○地域における子育て支援の推進

- ・子育て総合支援センター「みらい」が地域の団体等と連携し、市町村や子育て支援活動を行う団体間の連携を深め、地域における子育て支援ネットワーク構築を支援します。
- ・子育て総合支援センター「みらい」において、子育て応援ボランティアや地域の子育て支援者等の養成を図り、子育て環境の向上を図ります。
- ・母親の孤立を防ぎ、育児不安の解消や児童虐待を予防するため、親や子育て支援者の子育て力の向上を図ります。

○多様な保育サービスの提供

- ・子育てをしている家庭にとってニーズの高い一時預かりや延長保育など、多様な保育サービスの提供を行い、安心して子育てできる環境整備を推進します。
- ・県事業等において、子どもの一時預かりを実施し、子育て世代が様々な行事や活動に参加しやすい環境づくりを整えます。

○地域保健・小児医療の充実

- ・県内における地域医療を守るために仕組みを検討するとともに、医師修学資金の貸付や夏期地域医療研修の開催などにより、地域医療を担う医師等の養成・確保を図ります。
- ・休日夜間の子どもの急な病気等に対応する「徳島こども救急電話相談(#8000)」を実施し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

5-2 子育てと仕事の両立のための就業環境の整備

○子育てと仕事の両立のための地域組織づくりの促進

- ・仕事と子育ての両立を支援するため、「ファミリー・サポート・センター」を保護者からのニーズの強い「病児・病後児ファミサポ」へと機能を強化する取組を進めます。

○子育てと仕事の両立支援のための普及啓発

- ・男女が子育てと仕事を両立させるための制度の周知や意識啓発を行うため、ワーク・ライフ・バランスを定着させる取組を推進します。
- ・中小企業等における子育てと仕事の両立支援のための「一般事業主行動計画」の策定や、「ポジティブ・アクション」の積極的な取組を推進することにより働きやすい職場環境の整備を図ります。
- ・企業等を対象に、事業所内保育施設の設置をはじめ、仕事と子育て等が両立できる環境整備の取組支援のため、シンポジウムの開催やアドバイザー派遣などを行い、両立支援に積極的な企業等を認証することにより、企業等における次世代育成の取組を促進します。
- ・労働時間の短縮や有給休暇取得促進を図るため、企業や団体、行政機関等への意識啓発を行います。
- ・農業経営における家族間の就業条件や役割分担などを取り決める家族経営協定の締結や、農林漁業者の就業環境の整備を推進し、働きやすい環境づくりを促進します。

5-3 家庭における多様な子育てへの支援

○子育て家庭の糾の強化

- ・ときわプラザ(男女共同参画交流センター)において、女性や男性が抱えている様々な問題や悩みに対する相談に応じるとともに、各種情報の収集・提供、図書資料の閲覧・貸出などを実施し、子育てをはじめとする様々な場面における男女共同参画を推進するため、各種広報・啓発活動を推進します。
- ・ワーク・ライフ・バランス、健康づくり、DV(ダメスティック・バイオレンス)防止など、子育てを取り巻く男女共同参画に関する様々な問題について、男女が共に学び、気づき、考えることができる講座を「フレアキヤンパス講座」の中に計画的に企画し、実施します。

5-4 子どもの居場所づくり

○居場所づくりの推進

- ・放課後児童クラブの設置促進など昼間保護者がいない子どもに対する支援を充実し、地域における居場所づくりを推進します。
- ・放課後や週末等に、地域住民の参画を得て、子どもとともに学習やスポーツ、文化芸術活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行う安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)づくりを推進します。

- ・「とくぎんトモニプラザ・徳島県青少年センター」において、空き会議室を活用した自習室を提供し、子どもの自主的な学習の場を提供します。

○遊び場づくりの推進

- ・異年齢の子どもや子育て中の保護者が集えるような子育てサークルの支援を行います。
- ・放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブや子どもの健全な遊び場・地域組織活動の拠点となる児童館の整備を促進します。
- ・子どもたちの遊びや体験の場となる県営都市公園の適切な維持管理を行います。

施策の方向6 青少年を取り巻く有害環境等への対応

青少年に悪影響を及ぼすような有害図書類の氾濫、違法薬物のまん延など、青少年を取り巻く社会環境は依然として憂慮すべき状況にあります。青少年を取り巻く社会環境は成長過程にある青少年の人格形成に大きな影響を及ぼすことから、これらの有害環境から青少年を守り、かつ青少年自らが危険を回避する能力を身に付ける必要があります。

また、スマートフォンを始めとする携帯端末の普及に伴い、青少年がインターネットを介して犯罪やトラブルに巻き込まれる事例も表面化しています。

こうしたことから、青少年が適切にインターネット上の情報を活用することができるよう、青少年の発達段階に応じた情報モラル教育を行う必要があります。

さらに、スマートフォン等の所持者が低年齢化している中、青少年が違法・有害情報を閲覧することを防ぐため、フィルタリングサービスなどの一層の普及を図る必要があります。

6-1 社会環境の健全化の推進

○青少年健全育成条例の適正な運用

- ・性や暴力等に関する過激な情報を内容とする青少年に有害な書籍、ビデオ、コンピュータソフト等の販売に対し、青少年健全育成条例に基づき、立ち入り調査等を行い、青少年を有害情報から守り、よりよい育成環境づくりを推進します。
- ・インターネットカフェやゲームセンターなど青少年が集まりやすい店舗等の実態把握や書店、レンタルショップ、コンビニエンスストア等関係業界と連携し、青少年を取り巻く社会環境の健全化に向けて、調査・協力要請を行います。

○薬物乱用の防止対策の推進

- ・小・中・高校生を対象とした「薬物乱用防止教室」を開催し、青少年に対して薬物に対する正しい知識や薬物乱用の有害性・危険性の啓発に努め、薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進します。

- ・覚醒剤等の不正流通及び乱用を防止するため、関係機関が連携して取締りを行うとともに、多数の薬物乱用防止指導員、さらに未来を担う大学生の薬物乱用防止指導員も加え、積極的に啓発活動に取り組みます。

○消費者教育の推進

- ・青少年が、振り込め詐欺や悪質商法などの犯罪被害にあわないために、青少年に対する消費者教育を推進します。

6-2 情報モラル教育の推進

○情報モラル教育の推進

- ・情報社会において、一人一人が情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な態度を育てる教育の推進と指導者の育成を図ります。

6-3 インターネット環境への対応

○インターネット環境から青少年を守る取組の推進

- ・児童・生徒や保護者がインターネットの有用性と危険性を認識し、携帯電話・スマートフォンなどのインターネット端末を安全に正しく利用することができるよう、小・中・高校においてインターネット安全利用教室を開催します。
- ・出会い系サイトやコミュニティサイト等インターネットを利用した犯罪の取締りのほか、サイバー補導を強化推進し、青少年の犯罪被害を未然に防止します。
- ・青少年がインターネットを介した犯罪に巻き込まれるのを防ぐため、携帯電話販売店等に協力を要請しフィルタリングの利用促進活動を行います。

6-4 関係団体や事業者との連携推進

○関係団体や事業者との連携

- ・関係行政機関、民間事業者等で組織された連絡会議を開催し、青少年の携帯電話利用における諸問題について協議を行うとともに、相互の連携強化を図ります。
- ・携帯電話事業者等を講師として学校に派遣し、児童・生徒及び保護者を対象とした携帯電話等の安全利用のための講演会を実施します。

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年やその家族への支援

施策の方向1 青少年の非行・被害防止対策の推進

本県の少年非行の状況は、補導活動の実施や関係機関・団体等による積極的な非行防止活動により、刑法犯少年の検挙数は減少傾向にあります。しかしながら、刑法犯少年による再非行率は30%前後と高水準で推移し、平成27年には36.5%となるなど、青少年の非行防止対策は引き続き重要な課題となっており、非行の未然防止に取り組むとともに、非行や犯罪を犯した青少年に対する立ち直り支援も重要です。

さらに、通学路等で不審者に遭遇する事案が増加傾向にあり、青少年の安全確保に向けた対策が求められています。

このため、家庭、学校、地域、行政が緊密に連携し、各種非行防止活動や補導活動等を充実させるとともに、非行少年への立ち直り支援活動や青少年の犯罪被害の防止に社会全体で取り組んでいく必要があります。

1-1 非行防止活動の充実強化と立ち直り支援の推進

○地域ぐるみの非行防止活動の推進

- ・青少年はもとより、家庭・学校・地域・行政機関、関係団体等が連携し、県民総ぐるみにより非行防止運動を全県的に展開し、青少年の健全育成を推進する環境づくりを推進します。
- ・少年警察ボランティアや青少年補導員等の地域ボランティアの活動を支援し、地域における非行防止活動を推進します。
- ・青少年のたまり場になりやすい深夜営業店やコンビニエンスストア業界など関係事業者と連携・協力し、地域における非行防止活動を推進します。
- ・青少年自身が非行防止について協議し、自らのメッセージを同世代の青少年や保護者等に発する機会を提供します。
- ・青少年育成徳島県民会議が実施する「大人が変われば子どもも変わる」運動や「地域のおじさん、おばさん運動」等の県民運動を市町村民会議や関係機関と連携し、推進します。
- ・地域における子ども・若者の支援者として「ユースサポーター」を養成し、子ども・若者の支援活動を行います。

○未成年者の飲酒・喫煙の防止対策の推進

- ・未成年者の飲酒・喫煙を防止するため、教育及び保健、医療機関、関係団体が連携し、喫煙・飲酒に対する教育・啓発、販売業者による年齢確認や自主規制等の取組を実施します。

○立ち直り支援活動の推進

- ・非行少年等の立ち直りを支援するため、問題を抱えていると思われる少年や保護者に対して積極的かつ継続的に連絡や面接を実施するほか、関係機関やボランティア等とも連携し、就学・就労支援や居場所づくり等を行い、立ち直りを支援します。
- ・非行少年等の家庭や学校で適応が困難な青少年の自立を支援する徳島学院(児童自立支援施設)において、非行少年等の再教育や立ち直りを支援する活動を推進します。
- ・社会を明るくする運動を展開し、非行少年等の立ち直りに対する地域住民の理解を深め、立ち直り支援を推進します。

1-2 青少年の被害防止対策の推進

○子どもの安全・安心の確保のための取組の推進

- ・地域住民の積極的な参加による防犯・交通安全・防災の総合的な学校安全ボランティア活動の支援を行い、子どもの安全確保を図る取組を継続的に推進します。
- ・通学路等における子どもの安全対策を推進するため、「子ども110番の家(車)」や「自主防犯活動用自動車(青色回転灯装備車)」を活用したパトロール実施団体などのボランティアと連携し、子ども見守り活動を強化します。
- ・県警「安心メール」を活用して不審者情報を発信し、地域住民へ注意喚起を呼びかける活動を実施します。

施策の方向2 困難を有する青少年やその家族への連携支援の促進

青少年を取り巻く社会環境の変化に伴い、青少年が抱える問題は複雑化・多様化しており、単一の機関だけでは解決が困難な状況となっています。

また、困難を抱える青少年の背景として、家族も困難を抱えている場合が多いため、本人と合わせた家族支援が求められています。

このため、様々な機関や関係団体がネットワークを形成し、本人やその家族に対し、それぞれの専門性を活かしながら、支援の隙間を作らないよう、発達段階に応じた継続的な支援を行っていく必要があります。

さらに、不安や悩みを抱える青少年やその家族にとって相談しやすい窓口を設け、適切な指導や支援を受けられる相談機能を、より一層充実強化していく必要があります。

2-1 相談機能の充実

○多様な相談窓口の充実

- ・24時間電話相談、巡回教育相談、休日相談など、不安や悩みを抱える青少年や保護者が気軽に利用でき、適切な助言や支援が行えるような相談窓口の充実を図ります。
- ・スクールソーシャルワーカーや臨床心理士などの専門家をスタッフとする相談システムの充

実を図ります。

- ・スクールカウンセラーの配置の促進など、悩みを抱える子どもたちに対する相談機能の充実を図ります。
- ・不登校やひきこもり、家庭環境の相談など教育に関する様々な相談窓口の充実を図ります。

○相談窓口に係る情報提供

- ・県内の青少年相談機関についての案内マップの作成やインターネット等を利用して広報啓発の充実を図ります。

2-2 相談機関の連携強化

○相談機関のネットワークづくりの推進

- ・地方法務局やこども女性相談センター、警察等の相談機関相互の連携の強化を図ります。
- ・相談機関等が相互の情報交換、研究、協議を行うための連絡会議を開催し、相互の連携強化と相談技術の向上を図ります。
- ・若年無業者等の自立支援に向け、関係機関等の連携・協力を図るためのネットワークを推進します。

施策の方向3 困難な状況に応じた支援(不登校、ニート、ひきこもり、障がいなど)

不登校、いじめ、ニート、ひきこもり、障がいのある子どもへの対応、自殺、児童虐待など、青少年が抱える問題は複雑多岐にわたります。これらの問題に対応するためには、困難を抱えた青少年のほか、その家族等も支援していく必要があります。

障がいのある青少年が、自立に向け持っている能力を十分に發揮していくためには、一人一人の障がいの状況に応じて、適切な支援が行われることが重要です。

将来のある青少年の命が自殺により失われることは、社会にとって大きな損失であるとともに、周囲に与える影響も大きく、深刻な問題です。青少年の自殺のサインを見逃さないよう、関係機関と連携した自殺予防対策を講じる必要があります。

児童虐待は、青少年の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える恐れがあります。児童虐待から子どもを守るために、発生予防、早期発見、早期対応を図る必要があります。

また、犯罪被害から早期に立ち直ることができるよう、犯罪により被害を受けた青少年の保護及び支援が重要です。

3-1 不登校・いじめ・暴力行為への対応と支援

○いじめ・不登校等問題を抱える子どもへの支援

- ・いじめ、不登校等、生徒指導上の諸問題の未然防止、早期発見、早期解消を図るため、臨床

心理士等が子どもや保護者等への相談活動を行います。

- ・専門的な知識を有する医師、大学教授等による支援チームを設置し、学校だけでは解決困難な問題に対し、指導方法、対処方法を助言することにより問題の解決を図ります。

3-2 若年無業者(ニート)、ひきこもりへの支援

○ニート・ひきこもり等の社会的自立に困難を抱える若者への支援

- ・地域若者サポートステーションにおいて、専門家による個別相談等を実施し、若年無業者(ニート)等の自立を支援します。
- ・ひきこもり対策を推進するため、「ひきこもり地域支援センター」を中心に、ひきこもり本人や家族等に対し、回復と自立に向けた支援を行います。
- ・青少年補導センター等と連携し、問題を抱える子ども・若者の自立支援を行います。

3-3 障がいのある子どもへの支援

○障がいのある子どもへの支援

- ・在宅の障がい児に対し、身近な地域での療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図ります。
- ・地域における在宅の障がい児及び家族の生活を支え、自立と社会参加を促進するとともに、必要なサービスが総合的に提供されるよう障がい者相談支援従事者の養成研修を実施します。
- ・障がい児に対し、施設への通所により、集団生活への適応訓練、生活能力向上の為の訓練など必要な支援を行います。
- ・在宅の障がい児に対し、居宅・施設における入浴・食事等の介護や、外出時における移動の援護等のサービスを提供し、地域における生活を支援します。

○発達障がいのある子どもへの支援

- ・発達障がい者総合支援センター(ハナミズキ・アイリス)において、発達障がい児及びその家族等からの相談に応じ、的確な助言を行うとともに関係機関との連携強化により発達障がい児に対する支援を行います。
- ・発達障がい児が身近な地域で切れ目のない適切な支援を受けることができるよう相談や支援を行う専門員を養成します。
- ・発達障がい支援従事者を養成するため、発達障がいに関する講義とより実践的内容のセミナー等で構成する研修会を開催します。
- ・発達障がい児の保護者への身近な相談者となるペアレントメンターを養成するとともに、市町村における支援体制の構築を進めるための相談・助言を実施します。
- ・「徳島県立みなと高等学園」を中心として、幼小中高と一貫した特別支援教育のネットワークを形成し、社会的・職業的自立に向けた専門教育を推進します。

○特別支援教育の推進

- ・特別な支援が必要な子ども一人ひとりに対する「個別の教育支援計画」を作成・活用し、関係機関の連携による一貫したきめ細やかな支援を推進します。
- ・各特別支援学校においては、子どもの障がいの重度・重複化、多様化に対応したきめ細やかな教育の充実を図ります。

○インクルーシブな社会の形成の推進

- ・共生社会を目指す視点から、障がいのある青少年が十分に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を推進します。

3-4 自殺防止対策

○自殺防止対策の推進

- ・「徳島県自殺者ゼロ作戦」に基づき、行政及び民間団体における相談機能の強化や連携体制の構築等により、自殺予防を強力に推進するとともに、「徳島県自殺予防センター」の更なる養成に努め、地域における自殺対策の推進を図ります。

3-5 児童虐待、犯罪被害等、特別な配慮を必要とする青少年への支援

○児童虐待の防止対策の推進

- ・市町村の要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携を強化し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を図るとともに、虐待防止に向けた普及啓発を図ります。
- ・こども女性相談センターの体制強化を図るとともに、児童養護施設等の家庭的支援に向けた取組を支援します。
- ・社会的養護を必要とする子どもや虐待を受けた子どもなどの親子関係の再構築や自立への支援を充実します。

○被害少年への支援体制の充実

- ・犯罪被害者支援ネットワーク体制を整備し、犯罪被害少年の保護や支援、保護者への相談などの支援活動を推進します。
- ・少年サポートセンターを中心に被害少年の特性に配慮したカウンセリングの実施など、被害少年に対する継続的な支援活動を推進します。
- ・犯罪被害少年等に対する支援活動を充実するため、少年サポートアドバイザーを委嘱し、カウンセリング体制の充実を図ります。

○性同一性障がい者等への理解と教育の推進

- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対する支援の在り方や理解を促進し、

多様性を認め合う教育を推進します。

施策の方向4 貧困問題への対応

近年、家庭の生活困窮が原因で貧困状態にある青少年への対応が課題となっています。青少年の将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないよう、そして、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、関係機関が連携を図りながら、貧困状態にある青少年やその家族を支援する必要があります。

特に、経済的な不安や悩みを抱えているひとり親家庭等については、生活・就業支援などの経済的支援や相談体制の充実を図る必要があります。

青少年が経済的理由で希望する教育が受けられないことがないよう、経済的に就学が困難な青少年に対する教育費等の負担の軽減を図るとともに、保護者に対する就労支援を行う必要があります。

4-1 家庭・保護者に対する支援

○経済的な支援

- ・児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等に関する情報を提供することにより、適切な給付と貸し付けを行うなど経済的支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭に対して医療に係る費用の助成を行い、ひとり親家庭の子どもとその親の保健の増進を図ります。
- ・ひとり親世帯や多子世帯など生活困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅の優先入居を行います。
- ・専門的・継続的な生活指導等の支援を必要とする母子家庭の母等に対して、母子生活支援施設の入居による地域での生活を支援します。

○保護者に対する就労支援

- ・児童扶養手当を受けている方の個々の状況やニーズに応じ、ハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、就業情報の提供、就業相談、就業支援講習会、法律相談、経営相談等一貫した自立支援を行います。
- ・ひとり親家庭自立支援給付金事業を実施し、技能習得、資格取得の際のひとり親家庭の親へ助成を推進します。
- ・直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施します。

○相談や交流機会の提供等の生活支援

- ・ひとり親家庭の子育てをはじめとした生活や就業等に関する様々な悩みについて、身近なところ

ろで相談を受け、支援に関する情報の提供や助言を行うなど、相談・情報提供機能の充実を図ります。

- ・ひとり親家庭の親等が修学や病気のために、一時的に日常生活に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育を行います。
- ・生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談支援を行います。
- ・ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援を行います。

4-2 就学・学資援助等の教育支援

○青少年に対する就学・学習支援

- ・高校生等が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料についての負担の軽減を図るとともに、授業料以外の教育に必要な経費を支援します。
- ・生活保護世帯をはじめ生活困窮者世帯やひとり親世帯等の子どもを対象に学習支援を行い、学力や進学率の向上を図るとともに、高校進学後は、中退防止対策のための相談支援を行います。
- ・修学の機会確保のため、高等学校等への修学にかかる経費を支援します。
- ・地域の人材を活用し、生活保護世帯をはじめとする生活困窮者世帯や、ひとり親世帯等の子どもが、放課後や土曜日、休日等における多様な学習や体験活動を行う豊かな教育環境づくりを推進します。

施策の方向5 青少年の成長を支える担い手の養成

様々な困難を抱えている青少年やその家族をきめ細かく支援するためには、地域において青少年の成長を支える支援者の活動を推進していく必要があります。

また、それぞれの専門機関が適切な支援を行うことができるよう、相談・支援の質の向上を図り、人材育成を含めた体制整備に努めていく必要があります。

さらに、支援を必要とする方がどの支援機関にも繋がっていない状態とならないよう、適切な機関に繋ぐことができる人材を養成する必要があります。

5-1 相談・支援に係る人材の養成

○支援者の養成・資質向上

- ・相談担当者の専門性と資質の向上を図るため、各種研修事業を実施します。
- ・学校教育相談等を実施する上で必要な知識と技能を習得させ、学校における相談体制の中心的役割と校内外の連携の調整を行う教師の人材育成を図ります。
- ・各種相談窓口担当者に対する自殺予防の相談対応にあたるための研修を実施し、青少年の自殺予防を推進します。

5-2 地域の多様な担い手の育成

○地域の人材育成と活用

- ・地域における子ども・若者の支援者を養成し、子ども・若者への相談支援活動を行います。
- ・自殺予防サポーターの養成に努め、地域における自殺対策の推進を図ります。
- ・学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、地域社会全体で安全を見守る体制を整備します。

基本目標Ⅲ 未来を切り拓く青少年の応援

施策の方向1 青少年の地域づくり・社会貢献活動の推進

徳島の未来を担う青少年が積極的に社会活動や地域課題に取り組むことは、活力ある社会を実現していく上で非常に重要です。

青少年が自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けるためには、主体的に社会に参画し、自立した個人として必要な知識、能力、社会性やリーダーシップなどを身に付けることが必要です。

また、地域におけるボランティア活動や社会貢献活動を通じて自主性や社会性を育むとともに、青少年の活動が活性化するよう、ネットワークづくりを推進する必要があります。

このため、主体的に行動する青少年の活動を支援するとともに、青少年リーダーの育成を図ります。

さらに、ボランティア等の多様な活動機会の提供を行うとともに、ボランティア活動や地域活動等の社会貢献活動への参加を促進するため、魅力ある活動の場づくりや情報提供を行います。

1-1 青少年の社会参加・活動推進

○地域で主体的に行動する青少年の育成・支援

- ・若者が自由な発想と新たな視点で、世代や立場の異なる多様な参加者と対話することにより、地域の課題解決のアイデア創出を図ります。
- ・「地域連携フィールドワーク講座」の開講を支援し、大学生による地域の課題解決や活性化に向けた取組を推進することで、地域の未来を創造する人材を育成します。
- ・産業界や大学等と連携し、専門教育の充実に取り組むとともに、高校生の活動を広く県民にアピールします。
- ・地域のことを深く知り、地域の魅力を創出するとともに、世界に向けてそれらを発信できるグローバルプロデューサーを育成します。
- ・農工商連携による生産・加工・販売が一体化した6次産業化に対応した教育を行うとともに、高等教育機関等との接続も視野に入れた専門学科を設置し、地域活性化を担う即戦力を育成します。

○若者の感性やアイデアを活かした地域活動への支援

- ・アニメを活かした「マチ☆アソビ」のような若者文化を活用した地域おこしのイベントや、音楽や芸術など若者の発想やネットワークで地域を活性化しようという動きを支援し、若者の主体的活動や地域活動への参加を促進するとともに、地域の活性化を図ります。

1-2 青少年リーダーの育成

○青少年リーダーの養成

- ・青少年が様々な活動に主体的に参加するためのノウハウを学ぶ機会や、活動を支援する人々との交流の場を提供し、青少年リーダーや青少年活動指導者を育成します。
- ・「とくしま若者未来夢づくりセンター」の活動を通じ、地域への理解を深め、多様な価値観を共有することで「ふるさと徳島」に貢献する意欲あふれる人材を育成します。
- ・社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力等を身に付け、将来、国際的に活躍するグローバル・リーダーの育成を図ります。
- ・地域のことを深く知り、地域の魅力を創出できる人材を育成します。また、それらを発信できる人材を育成します。

1-3 出会いや交流の促進

○若者が集える場所づくり

- ・青少年の活動拠点である「とくぎんトモニプラザ（徳島県青少年センター）」において、青少年自らが企画・運営する事業を実施し、青少年の主体的な活動を支援するとともに、青少年同士の交流促進を図ります。

○青少年活動や青少年団体等に関する情報発信

- ・青少年活動や青少年団体等に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、ホームページやメールマガジンなど様々な情報ツールを活用して情報発信を行います。
- ・青少年団体やNPO等の地域活動に関する情報を積極的に発信することにより、若者の地域活動への参加を促進するとともに、各団体間のネットワークづくりを進め、新たなコミュニティづくりを推進します。

○青少年に関する情報誌等の発行

- ・青少年活動に関する情報を広く周知するため、青少年サークルや青少年団体等と連携し、青少年の感覚にあった情報誌等を発行します。

1-4 青少年のボランティア活動の推進

○ボランティア活動への支援

- ・青少年が、ボランティアとして様々な地域活動に参加するための機会や交流の場を提供し、その活動を支援します。
- ・青少年が地域でのボランティア活動に参加するための情報を把握・提供し、地域の様々な活動に興味を持ち、地域活動に取り組もうとする意識を醸成します。

1-5 地域コミュニティづくりの推進

○青少年団体やNPO等の地域活動の支援

- ・青少年団体やNPO等が行うボランティア、地域づくりなどの自主的な社会貢献活動に対し

て、活動・交流の場を提供するとともに、情報収集・提供、相談・支援、人材育成などの総合的な支援を行い、地域活動を推進します。

- ・青少年に対するNPO活動やボランティア活動、コミュニティビジネスなどの講座を実施し、青少年の地域活動を支援します。
- ・青少年団体や地域のボランティア団体等と協力し、異世代間交流などの地域における子どもたちの活動を推進します。
- ・地域におけるNPOや青少年団体等が共に参加し、交流する機会を提供し、ネットワークづくりを推進します。

○青少年育成徳島県民会議を中心としたネットワークづくりの推進

- ・地域の青少年育成団体のネットワークが有効に機能するよう、青少年育成県民会議が各市町村民会議と連携しながら、コーディネーターの役割を果たし、積極的に支援します。

施策の方向2 青少年の政策・方針決定過程への参画の促進

少子高齢化が進む中、これからの中長期政策・方針決定については、次代を生きていかなければならぬ青少年の意見を積極的に取り入れていく必要があります。

子育てや教育、青少年育成などの分野はもとより、街づくりや地域振興などあらゆる分野において、青少年の柔軟な発想を取り入れ、地域を活性化させていくことが重要であり、青少年自身が社会の一員としての自覚を持ち、責任を果たすことにも繋がります。

このため、各種審議会や協議会等における青少年の活用や、インターネット等の利用により青少年の意見表明機会の確保を図るとともに、政策方針決定に参画できる人材の育成を図ります。

また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことで、主体的に社会形成に関わり、自分たちの力を社会に活かそうとする青少年を育成する主権者教育の必要性が高まっています。

2-1 青少年の意見表明機会の確保

○審議会等における若者の参画の促進

- ・県の各種審議会や協議会等における若者登用の人材リストの整備を行うとともに、委員の公募制の活用を図るなどにより、若者の政策・方針決定過程への参画を促進します。

○青少年の声を聞く場づくり

- ・携帯・インターネット等の活用により、青少年の意見を聞くしくみづくりや、青少年が自らの意見を発表したり、異世代の人々との意見交換を行ったりする場づくりを行います。
- ・「若者に身近な課題」をテーマに、「カフェ」などリラックスした場所で、若者が会社員やNPO職員など、「世代や立場の異なる多様な参加者」と未来志向で対話することによって、課題解決のための新しい視点やアイデアを創出するとともに、地方創生の若手リーダーを育成します。

2-2 青少年の政治参画の推進

○主権者教育の推進

- ・小・中・高校のそれぞれの段階において、政治や選挙制度に対する理解と参加意識を高めるとともに、模擬投票などの体験型学習を実施することにより、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を育成する教育を充実します。

施策の方向3 キャリア教育の推進と職業能力開発

予測困難な時代の中にあって、青少年には主体的に考え、次代を生き抜く力を身に付けることが求められています。

こうした中、青少年が発達段階に応じた勤労観・職業観を身に付け、明確な目的意識を持って人生を切り拓くことができるよう、働くことの意義や尊さを理解し、社会人として必要な能力・態度を身に付けるキャリア教育の充実を図るとともに、職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練等の充実が重要となっています。

また、農林水産業や地場産業等への就労を希望する青少年に対する各種相談や情報提供、職業訓練等の支援も必要です。

さらに、青少年が個性と能力を十分に發揮し、いきいきと働くことができるよう、個人の多様な生き方やライフステージに応じた柔軟性のある働きができる職場づくりを推進することが重要です。

3-1 青少年のキャリア教育・職業教育の充実

○キャリア教育の推進

- ・児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、小・中・高等学校を通した系統的・体系的なキャリア教育の推進のため、すべての学校においてキャリア教育推進に向けた指導体制を構築し、学校全体で推進します。
- ・農林水産業に係るキャリア教育の推進に向け、高等教育機関等と連携したキャリアアップシステムを推進します。
- ・建設産業への入職者の増加を図るため、講座やイベント等を通じて、建設産業の魅力の情報発信を推進します。
- ・子どもの頃から建設産業に关心を持つもらうため、子どもたちに建設機械の操作を実際に体験してもらうなど、職場体験の機会を提供します。
- ・県内の高校生が大学生等とともに学び、科学の素養を磨く講座や県内の小・中学生を対象とする科学の体験型講座を開講する「とくしま科学技術アカデミー」を運営し、科学技術の未来を切り拓く人材を育成します。

○起業家支援の推進

- ・若者の起業を支援するための研修等の実施や、若手起業家同士や、起業を希望する若者との交流機会の提供などの取組の一層の充実を図ります。
- ・中高生を対象にした起業家体験事業や人材育成のための講座を実施します。

3-2 職場体験活動の充実

○就業体験の推進

- ・産業界や関係機関と連携を図り、職場体験・インターンシップ等の体験的な活動を受け入れる企業の確保・開拓に努めるとともに、幅広い異年齢者との交流や就業におけるミスマッチ未然防止の観点から、学校側と企業側のマッチングの仕組みを構築するなど、職場体験・インターンシップの推進につとめます。
- ・県内農林水産業の生産現場などを実践フィールドとして捉え、大学生・高校生をインターンシップとして受け入れることにより、キャリアを広げ、県内での就業を推進します。
- ・建設産業の魅力を発信し若手入職者の増加を図るため、建設系学科の学生を対象に、県発注工事現場を活用した実技や知識教育を実施します。
- ・学生に対して職業意識の醸成を図る機会を提供するとともに、県の施策、業務に対して理解を深めてもらうため、県庁におけるインターンシップを推進します。

3-3 就労支援の充実

○就職支援の充実

- ・若者の就職支援のため、職業に必要な技能、知識を習得することのできる機会を提供するため、産業界と連携のもと、テクノスクールの訓練内容を充実強化し、機械、金属、木工等のものづくりや建築など実践的な技術・技能や社会人としてのスキルを身につけるための職業訓練を実施します。
- ・ハローワークや関係機関と連携し、若年者等の就職希望者に対し、職業相談、適性診断、面接対策等、就労支援から職業紹介に至るまでのきめ細やかな雇用のトータルサポートをワンストップで提供します。
- ・若年者の就業を総合的に支援するため、「徳島県若年者就職サポートセンター（ジョブカフェとくしま）」において、企業面接会の開催や職業相談等の就労支援を実施します。

○青少年のU・Iターンの支援

- ・県外の大学等への進学者のUターンを支援するため、県出身者が多く進学している関西圏の大学と就職支援協定を締結し、県内就職や就職説明会等の情報提供を積極的に行うとともに、県内へのIターンを希望する若者に対しても情報提供し、若者の定着を図ります。
- ・市町村等と連携し、農業や地域活動等を希望する県外の若者の体験活動を受入れ、若者の

交流・定着を促進します。

○農林水産業への就業支援

- ・農林水産業への就業希望者に対し、農業大学校、林業アカデミー、漁業アカデミー（仮称）による実践的な就業支援を図るとともに、各種相談や情報提供等を行います。
- ・就業を促進するため、現場で必要な知識・技術の講習や研修などの支援を行い、即戦力として働ける人材を育成します。また、就業希望者と就業先となる事業者等とのマッチングを行い、雇用の場を創出します。

3-4 魅力ある職場づくりの推進

○多様な働き方の促進

- ・すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするために、企業訪問や広報誌での意識改革の推進を図ります。
- ・所定外労働の削減、年次有給休暇の取得の促進、テレワークの導入、職場優先の意識の是正など、管理職を含め、労働者全てを対象として情報提供を行います。
- ・青少年に対する不適切な労働環境に対しては、労働相談や関係機関との連携により、適切に対応します。
- ・仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる県内企業の事例を紹介するとともに、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進するうえでの短時間勤務制度、育児休業制度など関係制度を周知することにより、働き方の見直しを促進します。
- ・国、関係団体等と連携を図りながら、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を促進するため、企業を訪問して要請や助言等を行うなど、働きやすい職場環境の整備を促進します。
- ・建設産業において、働きやすい職場環境とするため、公共工事の入札・契約制度の改正及び運用の改善により、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

施策の方向4 グローバル社会で活躍できる青少年の育成

近年、情報通信技術の著しい進歩や社会経済のグローバル化の進展によって、人、もの、情報はもちろん、経済活動、文化、スポーツ等幅広い分野での交流が活発になるなど、地域と世界との結びつきが地球規模で強まる国際化の時代を迎えています。

こうした時代の変化に対応し、多様な価値観への理解と国際的な視野をもち、世界の中で活躍できる青少年を育成するため、国際感覚の育成を図る必要があります。

このため、地域において様々な国際交流活動を推進し、多文化共生や異文化理解を推進するための取組が重要です。

また、郷土への愛着を育み、その魅力を世界に発信できる人材を育成する必要があります。

4-1 国際交流活動の推進

○外国の青少年の受入や県内青少年との相互交流の推進

- ・外国青少年を招致し、小学校・中学校・高等学校等における語学教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進し、国際社会で活躍できる青少年の育成を図ります。
- ・中国をはじめとするアジア諸国等との交流拡大を受け、学校と地域が一体となった受入体制を整備し、国際理解教育を推進します。
- ・外国青少年の受入事業を実施し、県内青少年との相互交流を図ることにより、国際意識を高めるとともに、各種国際交流事業への参加を促進します。
- ・東京オリンピック・パラリンピックなど、国際スポーツ大会を契機として、地域ならではのスポーツで国際交流を行い、競技力の向上や国際感覚の育成を図ります。

○地域における国際交流推進のための人材養成

- ・各地域において日本語指導等のボランティア養成に加え、国際理解支援のための講師を派遣するなど、国際交流推進のための人材養成を図ります。

○在住外国人への支援

- ・本県に在住する外国人に対する日本語教室の開催や相談窓口の設置、ホームページ等による多言語による情報提供を通じて、外国人が安全・快適に暮らすことができる環境づくりを推進します。
- ・徳島県国際交流協会・とくしま国際戦略センターにおいて、在住外国人等に対する情報や交流の場を提供し、在住外国人の生活支援を行います。
- ・託児つき日本語教室の開催や外国籍の子どもへの日本語学習指導を通じ、在住外国人の子育てを支援します。

○民間国際交流団体等との連携強化

- ・海外派遣事業の参加者や民間国際交流団体等と連携し、外国青少年の受入事業や国際交流事業等を実施します。

4-2 多文化共生・異文化理解の推進

○多文化共生・異文化理解のための講座の実施

- ・多文化共生・異文化理解を推進するため各種講座を開催し、国際性豊かな青少年の育成を図ります。

○留学生等や在住外国人との交流活動の推進

- ・留学生や在住外国人が参加、交流できる事業を実施し、風習や文化の違いについて相互理解を深めるための機会を提供します。

○青少年の海外派遣や留学への支援

- ・青少年の海外派遣を推進するため、海外派遣経験者による体験報告等の情報提供を行います。
- ・青年海外協力隊の募集広報や赴任国情報の提供を充実します。
- ・県内高等教育機関、経済界との連携により、大学生の留学を支援します。

4-3 地域の魅力を発信できる人材の育成

○郷土愛を育む教育の推進

- ・地域に受け継がれている伝統文化などに直接触れ、体感することにより、郷土への愛情を育むとともに、次代のあわ文化の担い手を育成します。

○地域の魅力創出と発信

- ・あわ文化の発信力を強化するため、国の「文化プログラム」を見据えた取組を推進します。
- ・地域のことを深く知り、地域の魅力を創出できる人材を育成します。そして、それらを発信できるグローバルプロデューサーを育成します。
- ・あわ文化の魅力を県内外及び世界に向け発信し続ける人材を育成するため、「あわっ子文化大使」の発信力の強化や人材バンクの整備を図ります。

施策の方向5 情報通信技術の進化に適応できる青少年の育成

情報通信技術は飛躍的な進歩を遂げており、防災、医療、社会インフラなど様々な分野で情報通信技術の利用が進む中、情報通信技術を活用した新たな産業や新サービスの創出など、イノベーションの担い手となる専門的な知識及び技能を有する人材の育成が必要となっています。

このため、青少年がICTに理解や関心を持ち、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身に付けることができるよう、ICTを活用した教育を推進します。

5-1 ICT人材の育成

○情報活用能力の向上

- ・県下全域に整備された全国屈指のCATV網を最大限活用し、デジタルコンテンツを使って「宝の島・徳島」の魅力を世界に発信するとともにICT人材の発掘・育成を促進します。
- ・デジタルコンテンツセミナー等を開催し、地方でも活躍できるクリエイティブ産業の将来を担う人材を育成します。

5-2 教育環境の整備

○ICTを活用した学校教育

- ・学校に最新のICT機器を設置し、子どもたちが操作体験を行う機会を設け、子どもたちのICTへの理解を深めます。
- ・高度情報化社会の中で、コンピューターなどの情報機器や情報通信ネットワークを適切に活用して、情報を読み取り、判断する能力や、適切に情報発信する能力を高めます。
- ・テレビ会議システムでの遠隔授業の実施や、タブレット端末を取り入れた特色ある指導方法の確立など、ICTを効果的に活用し、教育の多様化と効率化を図ります。
- ・教職員を支援する共通的な学校支援システム及び総務事務システムの適切な運用を図り、校務の情報化を推進します。

2 施策の総合的推進体制の整備

青少年健全育成施策を総合的・効果的に推進していくためには、基本計画に基づく各種事業を実施する、庁内の各部局と相互に連携を図るとともに、市町村や各種団体等の関係機関とも緊密に連携し、実効性ある事業を推進していく必要があります。

また、施策の進捗状況や推進目標の状況を点検・評価し、青少年健全育成施策に関する県民ニーズや社会環境の変化を的確にとらえ、計画の評価・見直しを行いながら事業を実施していきます。

1 計画の推進体制の整備

○ 県における推進体制の整備

・県は、徳島県青少年対策本部を中心に、行政・教育・警察の連携を図りながら、全府的な取組として青少年の健全育成に係る各種施策を総合的・効果的に推進していきます。

また、県の附属機関である「徳島県青少年健全育成審議会」の専門的意見を踏まえるとともに、広く県民の声を施策の推進に反映させていきます。

今後も、徳島県青少年対策本部を中心に関係各部局や機関が一体となり、青少年施策を積極的に推進します。

○ 事業者、関係団体等との連携強化

・若い世代の雇用促進や仕事と子育ての両立支援等の取組には、企業の協力が不可欠であることから、国や経済・労働団体、企業等と連携・協力して、積極的な啓発活動を進めます。

・社会全体で青少年の成長や自立を支える地域づくりを推進するため、青少年育成徳島県民会議や青少年市町村民会議の活動を支援します。さらに、地域の自治会や町内会、青少年育成団体、NPO等の民間団体の役割が重要であることから、その育成・支援に努めるとともに、協働・連携して施策を推進します。

・複雑・多様化する青少年問題に対応するため、「徳島県子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする関係団体等との一層の連携強化を推進します。

○ 国及び市町村との連携

・子供・若者育成支援推進大綱を勘案し、子育て、教育、労働などの国の支援施策や情報等を活用するとともに、国の関係機関とも連携を図り、効果的に施策を推進します。

・青少年施策を推進する上で、県民に身近な市町村の役割は非常に重要です。このため、市町村との連携を一層密にし、協働して施策の推進に努めます。また、「子ども・若者支援地域協議会」の設置を促進するなど、市町村が必要な施策を推進できるよう支援します。

2 計画の進行管理・見直し

○ 点検評価・進行管理

・計画の推進にあたっては、毎年度、計画に基づく施策の実施状況、成果目標の達成状況、施策の効果や課題等について、徳島県青少年健全育成審議会において意見をいただき、点検・評価を行います。また、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策に反映させ、社会経済情勢の変化に対応した実効性のある計画を推進します。

○ 計画の見直し

・国の制度改正や社会経済の情勢、徳島県の青少年を取り巻く状況の変化に対応するため、計画の内容については、必要に応じて見直しを行うとともに、見直し結果を施策に反映します。

計画の成果目標一覧

基本目標1 青少年の健やかな成長のための社会環境の整備

基本施策	事項	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
1 家庭・地域の教育力の向上	① 「コミュニティ・スクール」モデル校数	22校	33校以上
	② 少年の日事業、青少年センターまつり等参加者数	2,889人	15,000人(累計)
2 青少年の健やかな成長と自己形成支援	③ 1日10分以上読書(新聞等を含む)をする児童生徒の割合	小学5年84.2% 中学2年74.8%	小学5年90.0%以上 中学2年85.0%以上
	④ 青少年指導者養成講座参加者数	60人	350人(累計)
3 青少年の交流・体験活動の推進	⑤ 放課後や週末等における教育・体験活動の実施率	47%	100%
	⑥ 徳島県青少年センター利用者数	202,132人	21万人
4 スポーツ・芸術文化活動の推進	⑦ 全国高等学校総合体育大会の入賞(団体・個人)数	20団体・個人	22団体・個人
5 子育て支援等の充実	⑧ 子育て支援員の認定数	255人	800人(累計)
	⑨ 地域子育て支援研修会参加者数	147人	750人(累計)
6 青少年を取り巻く有害環境等への対応	⑩ 大学生による薬物乱用防止指導員養成数	20人	100人(累計)
	⑪ ユースサポートによるフィルタリング利用促進活動回数	115日	600日(累計)

基本目標2 困難を有する青少年やその家族への支援

基本施策	事項	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
1 青少年の非行・被害防止対策の推進	① 「防ごう！少年非行」県民総ぐるみ運動参加者数	500人	700人
	② 非行防止メッセージ事業参加者数	43人	200人(累計)
2 困難を有する青少年やその家族への連携支援の促進	③ 子ども・若者支援地域協議会研修会参加者数	68人	350人(累計)
	④ 青少年こころの電話相談の対応件数	151件	170件
3 困難な状況に応じた支援(ニート、ひきこもり、不登校、障がいなど)	⑤ 発達障がい者総合支援センターの就労支援件数	1,237件	1,500件

基本施策	事項	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
4 貧困問題への対応	⑥ 「母子・父子自立支援プログラム」を活用した就職件数	59件	260件(累計)
	⑦ ホームフレンドを派遣した世帯数	9世帯	20世帯
5 青少年の成長を支える担い手の養成	⑧ 子ども・若者支援コーディネーター養成講座(仮)受講者数	—	150人(累計)
	⑨ ユースアドバイザー養成講習会参加者数	—	600人(累計)

基本目標3 未来を切り拓く青少年の応援

基本施策	事項	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成33年度)
1 青少年の地域づくり・社会貢献活動の推進	① 「ボランティアパスポート制度」参加者数	49人	350人
	② 青少年センターで実施する青少年講座受講者数	937人	5,000人(累計)
2 青少年の政策・方針決定過程への参画の促進	③ 県審議会等に占める若年者(40歳未満)委員の割合	10.1% (H28.4.1)	10%以上
	④ 「とくしま若者未来夢づくりセンター」参加人数	105人	600人(累計)
3 キャリア教育の推進と職業能力開発	⑤ 高校生におけるインターンシップの実施率	92.7%	100%
4 グローバル社会で活躍できる青少年の育成	⑥ 地域グローカル人材育成事業等における県内大学生への留学支援人數	12人	75人(累計)
	⑦ 内閣府青年国際交流事業徳島県受入事業への参加者数	—	250人(累計)
5 情報通信技術の進化に適応できる青少年の育成	⑧ 「ICT(愛して)とくしま大賞」に対する学生からの応募作品数	33作品	200作品(累計)

用語解説

あ行

あわっこ文化大使（P59）

郷土徳島の文化や文化財について学び、ふるさとを愛し、大人になってからも、徳島の文化について誇りを持って、県内外で発信できる中学生を知事が認定するもの。

安心メール（P45）

不審者情報、地域安全情報等を発信するため、平成17年から県警が運用しているシステム。各警察署が作成した原稿をメールに添付して登録者に送信するもので、県内で約2万人が登録。

一時預かり（P40）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として戻間において、認定こども園、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

一般事業主行動計画（P41, 57）

101人以上の従業員を雇用する事業主が、従業員が子育てと仕事の両立をさせることができるよう雇用環境を整備し、実施するために策定する計画。

インクルーシブ教育システム（P48）

人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がない者が共に学ぶ仕組み。

インターネットカフェ（P42）

インターネットに接続されたパソコンが店内に置いてある喫茶店。飲食をしながらインターネットに接続して、Webサイトの閲覧や電子メールの送受信などが行える。レストランや漫画喫茶、サウナなどで同様のサービスが行われている場合もある。

インターンシップ（P56）

学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

栄養教諭（P37）

学校給食の管理と食に関する指導を一体的に行うとともに、コーディネーターとして市町村の学校における食育推進の中核的役割を担う教員。

延長保育（P40）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

「大人が変われば子どもも変わる」運動（P44）

親や大人が自分自身を見直し、自らの生きる姿が子どもたちにどのように映り、その心の成長にどのような影響を与えていくかを考え、姿勢を正していくことであるとの認識の下、「大人が変われば子どもも変わる」をスローガンに、青少年の心を育てる大人の輪を広げる運動。

か行

家族経営協定（P41）

家族労働によって成り立っている個々の農家が、家族の合意により、農業経営の方針・役割分担・労働報酬・休日などの諸事項について取り決める任意の協定。

学校サポートーズクラブ（P34）

小学校区または中学校区の地域の自治会、婦人会、青年団、老人クラブ、ボランティアグループ等の既存団体による連携、連合体を学校支援組織ニ学校サポートーズクラブとして県教育委員会が認証するもの。

学校支援地域本部（P34）

中学校区を基本単位とし、地域全体で学校教育の支援を行う組織。地域コーディネーター、学校支援ボランティアを配置し、学習支援や環境整備、登下校の安全パトロールなどを行う。

家庭の日、家族の日（P32）

徳島県と青少年育成徳島県民会議では、昭和42年から毎月第1日曜日を「家庭の日」と定め、家族がお互いを理解し合える明るい家庭づくりを推進するようにしている。

また、（参考＝内閣府ホームページより）内閣府では、平成19年度から「家族の日」（11月の第3日曜日）を定め、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人ひとりに再認識されるよう呼びかけている。

家庭生活支援員（P50）

ひとり親家庭の親等が修学や疾病等の理由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、その生活を支援するため、一定の資格を有する者又は研修を終了し登録された者。

環境首都あどپと・エコスクール（P37）

「地域の人づくりを地域の企業等が支える」という考え方の下、事業者・民間団体が「里親」となり、「養子」である学校の環境学習活動を支援する制度。

キャリア教育（P31, 55）

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく課程）を促す教育。

グローカル（P59）

グローバル（世界的）な視点とローカル（地域）の視点を併せ持つこと。

グローバル化（P9, 29, 57）

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

合計特殊出生率（P3）

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数。

子育て総合支援センターみらい（P40）

子育て支援団体等の地域における子育て機能の総合力を高め、地域の子育て支援活動を積極的に支援することを目的として徳島県が設置。

子ども110番の家（P45）

子供等を犯罪被害から守るため、警察への迅速な通報や避難保護を目的に取組が進められている地域でのボランティア活動のひとつ。各種販売業界や運輸業界、医療機関等が加盟し、緊急避難場所としての機能を発揮している。

子供・若者育成支援推進大綱（P61）

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第1項に基づき、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成されている「子ども・若者育成支援推進本部」が決定した、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針。

子ども・若者育成支援推進法（P1）

子ども・若者育成支援施策の基本的枠組み整備と社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークの整備を目的に、平成22年4月1日に施行された法律。

個別の教育支援計画（P48）

医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために障がいのある子ども一人ひとりについて支援の内容等を示した計画。

コミュニティ（P31, 53）

同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済・風俗などにおいて深く結びついている社会。

コミュニティサイト（P43）

関心や興味を共有する人々があつまる、情報交換などのコミュニケーションを中心としたWebサイト。

コミュニティスクール（P63）

保護者や地域住民が、合議制の機関である「学校運営協議会」を通じて、一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、より良い教育の実現を目指すという、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組み。

コミュニティビジネス（P54）

地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業。

さ行

サイバー補導 (P43)

インターネットの利用に起因する福祉犯から児童を保護するため、インターネット上の援助交際を求めるなどの不適切な書き込みを行った児童と接触して注意・指導を行う警察の取組。

サポステ (P63)

地域若者サポートステーションの略。働くことについて様々な悩みを抱えている若者に対し、就職に向けた支援を行う施設。

自主防犯活動用自動車（青色回転灯装着車）(P45)

警察から、自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けた団体が使用する青色回転灯を装着した自動車。

児童自立支援施設 (P45)

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び環境上の理由により生活指導等を要する児童を入れ所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設。

若年無業者（ニート）(P31, 47)

15歳～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしておらず、職業訓練も受けていない者。

小中学校まなぼうさい教室 (P36)

地震防災の正しい知識や自分や家庭でできる防災対策について、小中学生を対象に学校や地域に県職員等が向いて行うわかりやすい防災講座。

少年警察ボランティア (P44)

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年七月十日法律第二百二十二号)」に基づき県公安委員会の委嘱を受けた「少年指導委員」、警察署長から委嘱を受けた「少年補導協助員」等のほか、少年サポートセンター等に登録した「大学生ボランティア」などがあり、少年非行防止活動、立ち直り支援活動等にあたる。

少年サポートアドバイザー (P48)

警察本部長が委嘱している大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の職にあるもので、被害少年の継続的支援や不良行為少年等への継続補導のカウンセリングを担当する職員へのスーパービジョン（専門的立場からの助言及び指導）の実施や被害少年等に対する心理アセスメント（心理テスト等により被害少年等の心理的問題の所在、発生メカニズム等を推定する作業）の実施を行う。

少年サポートセンター (P48)

平成11年、深刻な状況にある少年非行に対処するため、警察本部内に設置された。少年相談、継続補導、被害少年への継続的支援、立ち直り支援、児童虐待対策のほか、広報啓発活動等に取り組んでいる。

情報モラル (P29, 31, 42, 43)

個人のプライバシーや著作権等知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任等、情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度。

新学校版環境ISO (P37)

本県独自の認証システムである「学校版環境ISO」を発展・進化させたもの。学校での節電・ごみ分別・リサイクル活動の取組みを地域に広げるとともに、地域での環境美化活動や自然観察なども積極的に行い、環境学習で学んだことを家庭や地域にも波及させることを目的としている。

新未来「創造」とくしま行動計画 (P2)

徳島県政推進方策としての計画。基本理念は「『一歩先の未来』を具現化するオンリーワン徳島の実現」とし、「課題解決」の处方箋を徳島から全国に発信し、「地方創生」ひいては「日本創生」を実現する「とくしま回帰」の流れを創出することにより、全国に先駆けた「一歩先の未来」を県民の皆様とともに歩み、世界に“新しい価値観”を発信する「オンリーワン徳島づくり」を進めている。

スクールカウンセラー (P46)

児童・生徒の心理的な問題などに関して、児童生徒・保護者・教職員へのカウンセリング等を行うため、各学校へ配置・派遣される臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー (P45)

ここでは、児童生徒の問題状況に応じて、家庭や学校、医療・福祉等の関係機関との連絡調整を行い、児童生徒の問題解決を支援していく教育・福祉の専門家を指す。

青少年育成徳島県民会議・市町村民会議 (P44, 54, 61)

青少年が明日の郷土の担い手としての自覚を持ち、未来に向かって明るく成長するよう励まし、その健全な育成を図ることを目的とした民間主導の団体。昭和41年11月に「青少年育成徳島県民会議」が結成された。また、県内24市町村すべてに地域に根ざした活動を行うための、各市町村民会議が設置されている。

総合型地域スポーツクラブ (P39)

地域住民が主体的に運営し、複数の種目が用意されており、地域の誰もが、年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて参加できる総合的なスポーツクラブ。

相対的貧困率 (P23)

経済協力開発機構（OECD）の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合。

た行

多文化共生 (P58)

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女共同参画 (P36)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、このことにより男女が対等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、共に責任を担うこと。

地域グローカル人材育成事業 (P64)

県内企業・経済団体との協働により、グローバルな視点と地域の視点の双方を兼ね備えた「グローカル人材」を育成するため、徳島県の地域活性化、問題解決に貢献する意欲を持ち、県内企業等への就職を希望する学生の海外留学を支援する事業。

地域のおじさん、おばさん運動 (P44)

地域の子どもたちは地域で守り育てるという理念で、「良いことは大人が進んで行う」「子どもたちに積極的に声かけする」「子どもたちを事故や犯罪から守る」といった活動を、自分たちができる身近なところからはじめるという運動。

地域連携フィールドワーク (P52)

大学生等が地域に入り、住民の皆様とふれあいながら、「農業体験」や「調査研究」などのフィールドワークを行うこと。

地域若者サポートステーション (P47)

働くことについて様々な悩みを抱えている若者に対し、就職に向けた支援を行う施設。

出会い系サイト (P43)

異性交際希望者の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業を行うサイトをいう。現在は、法律上当該サイトを利用する者が、18歳未満でないことの確認方法を厳格化している。

ティームティーチング指導 (P35)

複数の教員が協力して指導計画、学習指導案の作成等を行いながら授業を行うこと。

デートDV (P36)

結婚、同居していない若年層の恋愛間におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）のことをいう。

デジタルコンテンツ (P59)

デジタル形式で作成、保存された映像作品・データベース・音楽・アニメ・ビジュアル（写真・アート・CG）・キャラクターなどを指す。

テレワーク (P57)

情報通信技術を活用した、時間や場所を制約されない柔軟な働き方。

ときわプラザ（男女共同参画交流センター）(P36, 41)

男女がともに個性や能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現を目指すための拠点施設。

徳島インディゴソックス (P38, 39)

プロ野球独立リーグ・四国アイランドリーグ plus に所属する徳島県の野球チーム。

徳島ヴォルティス (P38, 39)

徳島県全県にホームを置く、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）に加盟するプロサッカークラブ。

徳島県国際交流協会・とくしま国際戦略センター（P58）

徳島県国際交流協会は、地域レベルでの国際交流・協力を推進するため、在住外国人への支援をはじめ県民への多文化理解の促進、国際交流団体やボランティアへの活動支援などを行っている。また、同所に設置されたとくしま国際戦略センターでは、国際交流に関する資料や情報を提供し、県民と在住外国人等との交流の場にもなっている。

徳島県子ども・若者支援地域協議会（P61）

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、教育、保健福祉・医療、矯正・更生保護、雇用等の子ども・若者支援の関係機関により構成された機関。

徳島県若年者就職サポートセンター（ジョブカフェとくしま）（P56）

若者の就職支援をワンストップで行う施設。

徳島県食育推進計画（P37）

徳島県民が生涯にわたり、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、関係者が連携して、食育を推進するための基礎となる計画。

とくしま若者未来夢づくりセンター（P53）

徳島の未来を担う若者が、郷土に誇りと愛着を持ち、出産や子育て、働く地として魅力ある徳島をつくるため、地方創生につながる若者に身近なテーマに、未来志向で対話し、課題解決のための新しい視点や手法を生み出す場。

な行

ニート（若年無業者）（P1, 29, 31, 46）

15歳～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしておらず、職業訓練も受けていない者。

は行

ハローワーク（P56）

職業安定法に基づいて、職業紹介、指導、失業給付などを全て無料で手掛ける国の行政機関の通称。正式名称は公共職業安定所である。

ひきこもり（P1, 29, 31, 46）

様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的に6ヶ月以上にわたって概ね家庭に留まり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念。

ひきこもり地域支援センター（P47）

ひきこもりの状態にある本人や家族の方が、地域の中で最初にどこに相談したらよいかを明確にすることによって、より支援に結びつきやすくすることを目的としたもの。センターに配置されるひきこもり支援コーディネーターを中心に、本人・家族への相談支援及び地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担う。

ファミリー・サポート・センター（P41）

市町村が設置し、「育児を応援してほしい人」と「育児を応援したい人」が会員となり、子どものお世話を一時的、臨時に有料で応援する組織。

フィルタリング（P29, 42, 43）

インターネットを通じて公開されている情報を一定の基準に基づき選別することで、利用者が有害情報を閲覧・視聴することを制限する機能。

フレアキャンパス講座（P41）

ときわプラザ（男女共同参画交流センター）を中心に実施する、男性も女性もともに個性や能力を発揮し、自分らしく生きていくための男女共同参画に関する様々な講座。

ペアレントメンター（P47）

発達障がいの子どもを持つ親等であって、その子育て経験を活かし、発達障がい児の育て方について体験談や助言を行う人。

放課後児童クラブ（P41）

保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後等に、学校の余裕教室や児童館等を利用

用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る事業（学童保育ともいわれている）を行っている場所。

ポジティブ・アクション（P41）

これまでの慣行や固定的な性別の役割分担意識などが原因で、女性は男性よりも能力を発揮しにくい環境に置かれている場合に、こうした状況を「是正」するための企業等の自主的・積極的な取組。

ホームフレンド（P64）

ひとり親家庭の児童の心の葛藤を緩和し、孤立化を防ぐため、児童のよき理解者として悩みを聞き、心の支えになるために児童の家庭に派遣する大学院生等。

ボランティアパスポート制度（P64）

学生の地域貢献活動を促進するため、県がボランティア活動記録を証明する3種類のボランティアパスポート（緑・赤・青）とボランティア情報を提供し、大学は、パスポートを活用して県内各地域で一定時間ボランティア活動に従事した学生に対して単位等を認定する制度。

ま行

マチ☆アソビ（P52）

日本が海外に誇る文化資源「アニメ」を活用したマチ周遊型イベント。徳島市中心市街地を主な舞台として平成21年以来開催されている。アニメ声優や制作者など豪華ゲストとの近い距離感や「まちぐるみ」感が人気を呼び、過去16回の開催で727,000人が参加している。

縁の少年隊活動（P38）

「縁の少年隊」は、次代を担う、児童・生徒の環境緑化や森林・林業に対する意思の醸成を図るために小学校や中学校に組織されている。主な活動は、森林での学習活動、地域の奉仕活動、レクレーション活動など。

メールマガジン（P53）

電子メールを媒体として配信される雑誌。また、その配信システム。企業・団体・個人などの発信者が購読を希望する者のみに、ニュース記事・読み物・各種メッセージなどを掲載した電子メールを配信する。

や行

ユースサポーター（P44）

子供・若者に関する諸問題の解決に向けて、関係機関と連携しながら、地域と一体となって子ども・若者の支援活動を行う者。

要保護児童対策地域協議会（P48）

虐待を受けている児童をはじめ保護や支援を要する児童等への適切な支援を協議するため、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関で構成される児童福祉法に基づき設置された機関。

ら行

ライフステージ（P55）

人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、高齢期などのそれぞれの段階。出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどの人生の節目によって変わる生活に着目した区分。

6次産業化（P52）

農林漁業者が、生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、活性化につなげていこうという考え方。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（P41, 57）

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選

択・実現できる状態のこと。
ワンストップ (P56)

申請・届出等の手続きに際し、複数箇所または複数回にわたり、行政機関を訪れることが必要なものについて、オンライン化等により、究極的には1箇所または1回で、各種の行政サービスを提供すること。ワンストップサービス。

アルファベット

DV (P41)

ドメスティックバイオレンス。配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や恋人など、親密な関係にある又はあった人から加えられる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力などがある。

デートDVは結婚・同居していない若年層の恋人間におけるDVのことをいう。

ICT (P31, 36, 59)

ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と、区別して用いる場合もある。国際的に ICT が定着していることなどから、日本でも近年 ICT が IT に代わる言葉として広まりつつある。

NPO (P33, 36, 53, 54, 61)

Non-Profit Organization の略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。このうち、「NPO 法人」とは特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。

PFI (P38)

Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供の際、民間の資金やノウハウを利用して、民間に施設整備やサービスの提供をゆだねる手法。

SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) (P7, 8)

社会的（ソーシャル）なネットワークを仮想空間であるインターネットを介して構築するサービス。

Uターン・Iターン (P56)

U：出身地から地域外へ就職等のため都会に出た後、出身地に戻ること。

I：住みたい地域を選択し、出身地以外に移り住むこと。

